



第147回

定時株主総会招集ご通知

日 時

2025年6月10日（火曜日）
午前10時

場 所

愛知県高浜市豊田町2丁目1番地1
当社高浜工場 多目的ホール

（末尾の「株主総会会場ご案内略図」をご参照ください）

議決権行使の期限

2025年6月9日（月曜日）
午後5時まで



パソコン・スマートフォン・
タブレット端末からも
ご覧いただけます。
<https://s.srdb.jp/6201/>



株式会社 豊田自動織機
TOYOTA INDUSTRIES CORPORATION

証券コード 6201

株主の皆様へ

株主の皆様におかれましては、平素より格別のご支援を賜り、厚くお礼申し上げます。

第 147 回定時株主総会を 2025 年 6 月 10 日（火曜日）に開催いたしますので、ここに招集ご通知をお届けいたします。

取締役社長

伊藤 浩一



当社は 2023 年 3 月、エンジン国内認証における法規違反について公表し、国内向けのディーゼル / ガソリンエンジン式フォークリフトの出荷を停止いたしました。その後、2024 年 2 月 22 日に国土交通省より是正命令を受け、同年 3 月 22 日特別調査委員会の提言を織り込んだ抜本的な再発防止策を策定し、真摯に取り組んでおります。長期にわたる出荷停止により、株主の皆様やお客様、お取引先様をはじめ、多くの関係者の皆様に多大なるご迷惑をおかけしておりますこと、心より深くお詫び申し上げます。

当社は、この度の認証問題を受け、正しいことを正しく行うための「風土」、「しくみ」、「組織 / 体制」の 3 つの改革を再発防止策に落とし込み、経営陣をはじめとした豊田自動織機グループで働く一人ひとりがコンプライアンスを土台とした行動を徹底し、

認証問題の再発のみならず新たなコンプライアンス違反が生じないように、全員が心をひとつにして取り組んでまいります。今後もご支援を賜りますようお願い申し上げます。

あわせて、持続的な企業価値向上をはかるため、当社の強みであるソリューション事業（産業車両、物流）、モビリティ関連事業のさらなる拡大、成長のための投資を加速させるとともに、中長期的な視点から株主様への継続的な還元施策を行ってまいります。

株主の皆様のご期待に沿えるよう、今後も取り組んでまいります。ご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

2025 年 5 月

株 主 各 位

愛知県刈谷市豊田町2丁目1番地
株式会社 豊田自動織機
取締役社長 伊藤 浩一

第147回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第147回定時株主総会を下記のとおり開催いたします。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の以下ウェブサイト
に電子提供措置事項を掲載しております。

当社ウェブサイト <https://www.toyota-shokki.co.jp/investors/stock/index.html#soukai>



また、上記のほか、インターネット上の以下ウェブサイトにも掲載しております。

東京証券取引所ウェブサイト

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



上記ウェブサイトアクセスして、当社名または証券コードを入力・検索し、「基本情報」
「縦覧書類/PR情報」を順に選択の上、ご覧ください。

なお、当日ご欠席の場合は、書面または電磁的方法により議決権を行使することができますので、
お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討の上、2025年6月9日(月曜日)午後5時までに
議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2025年6月10日(火曜日)午前10時
2. 場 所 愛知県高浜市豊田町2丁目1番地1
当社高浜工場 多目的ホール
3. 会議の目的事項
報告事項 第147期(2024年4月1日から2025年3月31日まで)事業報告、連結計算書類、計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件

決議事項 <会社提案(第1号議案から第3号議案まで)>
第1号議案 取締役7名選任の件
第2号議案 監査役1名選任の件
第3号議案 補欠監査役1名選任の件

<株主提案(第4号議案から第6号議案まで)>
第4号議案 資本コストや株価を意識した経営の実現に向けた対応に関する定款変更の件
第5号議案 社外取締役の構成に関する定款変更の件
第6号議案 譲渡制限付株式報酬制度に関する報酬額承認の件

以 上

-
- 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を出席票として会場受付へご提出願います。
 - 本会場が満席となった場合は、第2会場等をご案内させていただきますので、予めご了承くださいますようお願い申し上げます。
 - 書面または電磁的方法(インターネット)による議決権行使の方法については、3ページから5ページをご覧ください。
 - 本株主総会においては、書面交付請求の有無にかかわらず、一律に電子提供措置事項を記載した書面をご送付しております。ただし、電子提供措置事項のうち、以下の事項につきましては、法令および当社定款第14条の規定に基づき、本書面には記載しておりません。したがって、当該書面は監査報告を作成するに際し、監査役および会計監査人が監査をした書類の一部であります。
 - ①事業報告の「業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況の概要」
 - ②連結計算書類の「連結持分変動計算書」「連結注記表」
 - ③計算書類の「株主資本等変動計算書」「個別注記表」
 - 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトにて修正内容を掲載させていただきます。

議決権行使のご案内

議決権の行使には以下3つの方法がございます。以下事項をご確認の上、行使していただきますようお願い申し上げます。当日ご出席の場合は、書面またはインターネットによる議決権行使のお手続きはいずれも不要です。

■ 株主総会にご出席される場合



当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付へご提出ください。

日 時

2025年6月10日(火曜日)
午前10時

- ・車椅子でのご来場の方には会場内に専用スペースをご用意しております。会場受付からご案内申し上げます。
- ・手話通訳をご希望の方は、会場受付にて係員へお知らせください。

■ 株主総会にご出席されない場合



書面による議決権行使

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、ご送付ください。議決権行使書面において、各議案につき賛否のご表示がない場合は、会社提案については「賛」、株主提案については「否」の表示があったものとして、取り扱わせていただきます。

行使期限

2025年6月9日(月曜日)午後5時到着分まで



インターネットによる議決権行使

当社指定の議決権行使サイト(<https://evote.tr.mufig.jp/>)にアクセスしていただき、画面の案内に従い賛否をご入力ください。

行使期限

2025年6月9日(月曜日)午後5時まで

複数回にわたり行使された場合の議決権の取り扱い

- (1)書面とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効として取り扱わせていただきますのでご了承ください。
- (2)インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効として取り扱わせていただきます。また、パソコン、スマートフォンまたはタブレット端末で重複して議決権を行使された場合も、最後に行使された内容を有効として取り扱わせていただきます。

機関投資家の皆様へ

(株)ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームの利用を事前に申し込まれた場合には、当社株主総会における議決権行使の方法として、上記インターネットによる議決権行使以外に、当該プラットフォームをご利用いただけます。



Provided by TAKARA Printing

「ネットで招集」のご案内

本招集ご通知の主要コンテンツをパソコン・スマートフォン・タブレット端末でも快適にご覧いただけます。

以下、ウェブサイトもしくはQRコードにアクセスしてご覧ください。



<https://s.srdb.jp/6201/>

詳細は4ページをご参照ください。

詳細は5ページをご参照ください。

書面による議決権行使



行使期限 2025年6月9日（月曜日）午後5時到着分まで

同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、ご送付ください。

なお、各議案につき賛否のご表示がない場合は、会社提案については「賛」、株主提案については「否」の表示があったものとして取り扱わせていただきます。

議決権行使書用紙イメージ

議 決 権 行 使 書				議 決 権 の 数			
株式会社 豊田自動織機 御中				議 決 権 の 数			
私は、2025年6月10日開催の株式会社豊田自動織機第147回定時株主総会の各議案につき、下記(賛否を○印で表示)のとおり議決権を行使いたします。継続会または延会となった場合にも上記により議決権を行使いたします。				議決権の数は1単元ごとに1個となります。			
会社提案	第1号議案	第2号議案	第3号議案	株主提案	第4号議案	第5号議案	第6号議案
	賛 (ただし、を除く)	賛	賛		賛	賛	賛
	否	否	否		否	否	否

各議案について賛否の表示がない場合は、会社提案については賛、株主提案については否の表示があったものとしてお取り扱いいたします。

株式会社 豊田自動織機

当社取締役会は株主提案に反対しております。
当社取締役会にご賛同の場合は、「否」に○印でご表示願います。

基準日現在のご所有株式数 株
議 決 権 の 数 個

お 願 い
当日ご欠席の場合は、以下のいずれかの方法により議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。
行使期限：2025年6月9日午後5時
【書面による議決権の行使】
・議決権行使書用紙に賛否をご表示のうえ、期限までに到着するようにご返送ください。
・第1号議案の各候補者のうち、一部の候補者を否とされる場合は、賛に○印をご表示のうえ、「株主総会参考書類」に記載の当該候補者番号を括弧内にご記入ください。
【インターネットによる議決権の行使】
・スマートフォンでログイン用QRコードを読み取るか、ウェブサイト(<https://vote.tr.mufg.jp/>)に以下のID、パスワードにてログイン後、期限までに議決権を行使してください。
・裏面もよくお読みください。

ログイン用QRコード

ログインID XXXX-XXXX-XXXX-XXX
仮パスワード XXXXXX

こちらに、各議案の賛否をご記入ください。

会社提案・取締役会の意見にご賛同いただける場合

	第1号議案	第2号議案	第3号議案
会社提案	賛 (ただし、を除く)	賛	賛
	否	否	否

当社取締役会は株主提案に反対しております。
当社取締役会にご賛同の場合は、「否」に○印でご表示願います。

	第4号議案	第5号議案	第6号議案
株主提案	賛	賛	賛
	否	否	否

会社提案・取締役会の意見に反対される場合

	第1号議案	第2号議案	第3号議案
会社提案	賛 (ただし、を除く)	賛	賛
	否	否	否

当社取締役会は株主提案に反対しております。
当社取締役会にご賛同の場合は、「否」に○印でご表示願います。

	第4号議案	第5号議案	第6号議案
株主提案	賛	賛	賛
	否	否	否

インターネットによる議決権行使



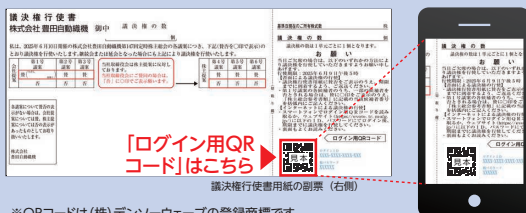
行使期限 2025年6月9日（月曜日）午後5時まで

当社指定の議決権行使サイト(<https://evote.tr.mufig.jp/>)にアクセスしていただき、画面の案内に従い賛否をご入力ください。

スマートフォン・タブレットから行使の場合

1. QRコードを読み取る

同封の議決権行使書用紙の副票（右側）に記載された「ログイン用QRコード」を読み取ることで、ログインいただけます



パソコンから行使の場合

1. 議決権サイトへアクセスする

以下のサイトにアクセスし、「次の画面へ」をクリックください
<https://evote.tr.mufig.jp/>

2. ログインID、仮パスワードを入力する

お手元の議決権行使書用紙の副票（右側）に記載された「ログインID」および「仮パスワード」を入力後、「ログイン」ボタンをクリックください

ログインID、パスワードをご入力のうえ、「ログイン」を選択してください。

ログインID 4桁 - 4桁 - 4桁 - 3桁 （半角）

パスワード （半角）

または仮パスワード （半角）

パスワードを変更される場合は、ログインIDおよび現在ご登録されているパスワードをご入力のうえ、「パスワード変更」を選択してください。

＜ 賛否の入力方法 ＞

会社提案の全ての議案に賛成、株主提案の全ての議案に反対される場合は①を押下ください。
 各議案について個別に賛否を入力される場合は②を押下ください。

①

会社提案議案に全て賛成
株主提案議案に全て反対

投票する

②

各議案個別に
賛否を投票

投票する

- 会社提案の全ての議案を賛成、株主提案の全ての議案を反対とされる場合
- 会社提案、および株主提案の議案について個別に賛否を入力される場合

①

②

- インターネットのご利用環境、ご加入のサービスやご使用の機種によっては、議決権行使サイトが利用できない場合があります。
- 毎日午前2時30分から午前4時30分までは取り扱いを休止いたします。
- 株主様以外の第三者による不正アクセス（“なりすまし”）や議決権行使内容の改ざんを防止するため、「仮パスワード」は議決権行使サイト上で任意のパスワードへの変更が可能です。
- 株主総会の招集の都度、新しい「ログインID」および「仮パスワード」をご通知いたします。
- アクセスに際して発生する費用（インターネット接続料金等）は、株主様のご負担とさせていただきます。

システム等に関するお問い合わせ

三菱UFJ信託銀行株式会社
 証券代行部（ヘルプデスク）
0120-173-027
 （午前9:00～午後9:00、通話料無料）

その他のご案内

■ 事前質問の受付について

以下の方法にて、事前にご質問を受け付けております。

株主の皆様の関心が高いと思われる質問について、株主総会議場または、後日当社ホームページにてご回答する予定です。

以下のURLまたはQRコードにアクセスいただき、「ご質問受付フォーム」へご入力ください。

<https://v.srdb.jp/6201/j/>



質問受付期間 2025年6月2日(月曜日)午後5時まで

- 株主IDおよびパスワードを入力する画面が表示されますので、以下に従い株主IDおよびパスワードをご入力ください。
株主ID：お手元の議決権行使書用紙に記載されている株主番号
パスワード：株主様のご登録住所の郵便番号（ハイフンなし）
- ご質問は、株主総会議案や当社経営に関する内容に限らせていただきます。
- 事前にいただきましたご質問に対しての、個別対応はいたしかねますので、ご了承ください。
- ご質問の入力は、一株主様1回でお願い申し上げます。

議案および参考事項

<会社提案（第1号議案から第3号議案まで）>

第1号議案 取締役7名選任の件

現任取締役は、今回の株主総会終結のときをもって全員が任期満了となりますので、取締役7名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	ふりがな氏名	現在の当社における地位	取締役会出席回数 (2024年度)	候補者属性
1	てらし しげ き 寺師 茂樹	取締役会長	10回/10回 (100%)	再任
2	い どう こう いち 伊藤 浩一	取締役社長	13回/13回 (100%)	再任
3	おおにし あきら 大西 朗	取締役	13回/13回 (100%)	再任
4	すみ しゅうぞう 隅 修三	取締役	12回/13回 (92%)	再任 社外 独立
5	はん だ じゅんいち 半田 純一	取締役	13回/13回 (100%)	再任 社外 独立
6	くまくら かずなり 熊倉 和生	取締役	13回/13回 (100%)	再任
7	しみず とき こ 清水 季子	取締役	10回/10回 (100%)	再任 社外 独立

(注) 上記取締役会の開催回数のほか、当事業年度において、会社法第372条に基づく取締役会への報告事項の通知ならびに会社法第370条および当社定款第26条第2項に基づく取締役会決議があったものとみなす書面決議が3回ありました。

候補者番号

1

てらし
寺師しげき
茂樹

(1955年2月16日生)

再任

所有する当社株式の数
なし取締役在任年数
1年取締役会出席回数
10回/10回(100%)

取締役候補者とした理由

トヨタ自動車株式会社において、多岐にわたる技術的知見と、長年にわたる経営者としての経験を有しております。そのものづくりの会社経営における豊富な経験と高い識見により、引き続き取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断し、選任をお願いするものであります。

略歴

1980年 4 月 トヨタ自動車工業
株式会社入社
2008年 6 月 同社常務役員
2011年 5 月 トヨタモーター
エンジニアリングアンド
マニファクチャリング
ノースアメリカ株式会社
取締役社長兼COO
2013年 4 月 トヨタ自動車株式会社
専務役員

2013年 6 月 同社取締役・専務役員
2015年 6 月 同社取締役副社長
2017年 4 月 同社取締役・副社長
2020年 4 月 同社取締役・執行役員
2021年 1 月 同社取締役・
Executive Fellow
2021年 6 月 同社Executive Fellow
2024年 4 月 当社顧問
2024年 6 月 当社取締役会長就任
現在に至る

当社における地位および担当

取締役会長

重要な兼職の状況

—

候補者番号

2

いとう
伊藤こういち
浩一

(1963年7月31日生)

再任

所有する当社株式の数
9,329株取締役在任年数
2年取締役会出席回数
13回/13回(100%)

取締役候補者とした理由

当社において、営業部門および経営企画部門で豊富な経験を有し、2012年より執行役員、2016年より常務役員、2019年より経営役員、2023年より取締役社長（現任）として経営に携わっております。その経営全般における豊富な経験と高い識見により、引き続き取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断し、選任をお願いするものであります。

略歴

1986年 4 月 丸紅株式会社入社
1998年 6 月 当社入社
2012年 6 月 当社執行役員
2016年 6 月 当社常務役員

2019年 6 月 当社経営役員
2023年 6 月 当社取締役社長就任
現在に至る

当社における地位および担当

取締役社長

重要な兼職の状況

—

候補者番号

3

おおにし

大西

あきら

朗

(1958年1月4日生)

再任



所有する当社株式の数
21,263株

取締役在任年数
16年

取締役会出席回数
13回/13回(100%)

取締役候補者とした理由

当社において、2013年より取締役社長、2023年より取締役副会長、2024年より取締役（現任）として経営に携わっております。その経営全般における豊富な経験と高い識見により、引き続き取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断し、選任をお願いするものであります。

略歴

1981年 4 月 当社入社
2005年 6 月 当社取締役
2006年 6 月 当社常務役員
2008年 6 月 当社常務執行役員
2010年 6 月 当社専務取締役

2013年 6 月 当社取締役社長
2023年 6 月 当社取締役副会長
2024年 6 月 当社取締役就任
現在に至る

当社における地位および担当

取締役

重要な兼職の状況

—



所有する当社株式の数
なし

取締役在任年数
11年

取締役会出席回数
12回/13回(92%)

社外取締役候補者とした理由および期待される役割

東京海上日動火災保険株式会社および東京海上ホールディングス株式会社において、長年にわたる経営者としての経験を有しております。その経営全般における豊富な経験と高い識見より、幅広い経営的視点からの助言を期待し、引き続き社外取締役として選任をお願いするものであります。

略歴

1970年 4 月 東京海上火災保険株式会社入社
2000年 6 月 同社取締役ロンドン首席駐在員
2002年 6 月 同社常務取締役
2004年10月 東京海上日動火災保険株式会社常務取締役
2005年 6 月 同社専務取締役
2007年 6 月 同社取締役社長
2007年 6 月 株式会社ミレアホールディングス取締役社長
2008年 7 月 東京海上ホールディングス株式会社取締役社長

2013年 6 月 東京海上日動火災保険株式会社取締役会長
2013年 6 月 東京海上ホールディングス株式会社取締役会長
2014年 6 月 当社取締役就任
現在に至る
2016年 4 月 東京海上日動火災保険株式会社相談役就任
現在に至る
2019年 6 月 東京海上ホールディングス株式会社取締役会長退任

当社における地位および担当

取締役

重要な兼職の状況

—

候補者番号

5

はん だ
半田じゅん い ち
純一

(1957年2月13日生)

再 任

社 外

独 立

所有する当社株式の数
なし取締役在任年数
3年取締役会出席回数
13回/13回(100%)

社外取締役候補者とした理由および期待される役割

長年にわたり、大学でのものづくり企業における経営や人材戦略の研究の経験を有しております。また、会社経営の経験もあり、その産学両面での豊富な経験と高い識見より、幅広い視点からの助言を期待し、引き続き社外取締役として選任をお願いするものであります。

略 歴

1979年 4 月 東亜燃料工業株式会社
入社
2002年 2 月 ブーズ・アレン・ハミルトン
日本法人代表取締役
2005年 4 月 株式会社マネジメント・
ウィズダム・パートナーズ・
ジャパン代表取締役社長
2005年 4 月 東京大学ものづくり
経営研究センター
特任研究員
2013年 6 月 武田薬品工業株式会社
コーポレートオフィサー
人事部長
2015年 6 月 三井製糖株式会社
(現DM三井製糖
ホールディングス
株式会社) 社外取締役

2015年 7 月 株式会社マネジメント・
ウィズダム・パートナーズ・
ジャパン代表取締役社長
就任
現在に至る
2016年 4 月 東京大学大学院
経済学研究科
特任教授兼同大学
グローバルリーダー
育成プログラム推進室
2022年 4 月 同大学大学院経済学
研究科非常勤講師
2022年 6 月 当社取締役就任
現在に至る

当社における地位および担当

取締役

重要な兼職の状況

株式会社マネジメント・ウィズダム・パートナーズ・ジャパン代表取締役社長

候補者番号

6

くまくら
熊倉かずなり
和生

(1962年1月21日生)

再任

所有する当社株式の数
2,370株取締役在任年数
2年取締役会出席回数
13回/13回(100%)

取締役候補者とした理由

トヨタ自動車株式会社において、現在、調達本部長を務め、また当社においても2016年より常務役員、2019年より執行職として経営に携わり、調達、事業企画、生産管理等の豊富な経験を有しております。その経営全般における豊富な経験と高い識見により、引き続き取締役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断し、選任をお願いするものであります。

略歴

1985年 4 月 トヨタ自動車株式会社
入社

2016年 6 月 当社常務役員

2019年 6 月 当社執行職

2020年 3 月 当社執行職退任

2020年 4 月 トヨタ自動車株式会社
調達本部副本部長2020年 7 月 同社調達本部長就任
現在に至る2023年 6 月 当社取締役就任
現在に至る

当社における地位および担当

取締役

重要な兼職の状況

トヨタ自動車株式会社調達本部長
株式会社ジェイテクト社外取締役

候補者番号

7

しみず
清水ときこ
季子

(1965年4月1日生)

再任

社外

独立

所有する当社株式の数
なし取締役在任年数
1年取締役会出席回数
10回/10回(100%)

社外取締役候補者とした理由および期待される役割

日本銀行において、欧州統括役、名古屋支店長、理事等を歴任し、世界経済との関係のなかで、日本経済の安定と発展のための様々な金融政策における幅広い経験を有しております。日本経済の中心的機能を担う中央銀行における豊富な経験とグローバル金融経済に関する高い識見より、幅広い視点からの助言を期待し、引き続き社外取締役の職務を適切に遂行いただけるものと判断し、選任をお願いするものであります。

略歴

1987年 4 月 日本銀行入行
2010年 7 月 同行高松支店長
2012年 5 月 同行金融機構局
上席査査役
2014年 6 月 同行国際局審議役
2016年 7 月 同行欧州統括役
2018年 4 月 同行名古屋支店長

2020年 5 月 同行理事
2024年 6 月 当社取締役就任
現在に至る
2024年 8 月 株式会社EmEco
代表取締役社長
現在に至る

当社における地位および担当

取締役

重要な兼職の状況

株式会社EmEco代表取締役社長

- (注) 1. 取締役候補者の清水季子氏が代表取締役を務める株式会社EmEcoに対し、当社は2024年10月、同社が主催する女性エンジニアに関する交流会への協賛金として、他の協賛企業と同様に110,000円〔税込〕を支払っております。
また、同交流会の会場として研修施設の貸与を行い、所定基準にしたがった施設利用料500,665円〔税込〕を徴収しております。
協賛金の金額が僅少であること、施設利用料は所定基準にしたがった金額であることから、同氏の独立性に影響を及ぼすものではありません。
2. その他の各候補者と会社の間に特別な利害関係はありません。
3. 各候補者の在任年数は、本定時株主総会終結時のものであります。
4. 当社は、役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、被保険者が職務の執行に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や訴訟費用等が当該保険契約により填補されることとなります。本議案をご承認いただき、取締役に就任した場合には、各候補者は当該保険契約の被保険者に含められることとなります。なお、当社は当該保険契約を任期途中に同様の内容で更新することを予定しております。
5. 当社は、隅修三氏、半田純一氏、熊倉和生氏および清水季子氏と会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、会社法第425条第1項に定める額を責任の限度としております。
6. 隅修三氏、半田純一氏および清水季子氏は社外取締役候補者であります。なお、当社は、3氏を上場証券取引所の定める独立役員として届け出ており、本議案において3氏の再任をご承認いただいた場合、届け出を継続する予定であります。

第2号議案 監査役1名選任の件

常勤監査役稲川透氏は、今回の株主総会終結のときをもって任期満了となりますので、監査役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

まつもと くに あき
松本 邦亮 (1967年5月6日生)

新 任



所有する当社株式の数
なし

監査役候補者とした理由

当社において、経理部門および調達部門で豊富な経験を有し、2021年より3年間にわたり関係会社の経営役員として経営に携わっております。その経歴を通じて培われた豊富な経験、実績および高い識見により、監査役としての職務を適切に遂行できるものと判断し、選任をお願いするものであります。

略 歴

1991年 4 月 当社入社
2017年 1 月 当社経理部長
2021年 4 月 ユー・エム・シー・
エレクトロニクス
株式会社経営役員

2024年 7 月 当社エレクトロニクス
事業部調達部主査
2025年 1 月 当社部品調達部長
現在に至る

当社における地位

部品調達部長

重要な兼職の状況

—

- (注) 1. 候補者と会社との間に特別の利害関係はありません。
2. 当社は、役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、被保険者が職務の執行に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や訴訟費用等が当該保険契約により填補されることとなります。本議案をご承認いただき、監査役に就任した場合には、候補者は当該保険契約の被保険者に含められることとなります。なお、当社は当該保険契約を任期途中に同様の内容で更新することを予定しております。

<ご参考>

候補者選任後の取締役・監査役が有する経験・専門性

		企業 経営	業界の知見			技術開発・ 生産	IT デジタル	財務 会計	法務 リスク マネジメント	ESG
			産車・物流	自動車	繊維機械					
取 締 役	寺 師 茂 樹	●		●		●	●		●	●
	伊 藤 浩 一	●	●		●		●	●	●	●
	大 西 朗	●	●	●	●				●	●
	隅 修 三	●				●	●	●	●	●
	半 田 純 一	●				●	●	●	●	●
	熊 倉 和 生			●		●	●		●	●
	清 水 季 子	●	●				●	●	●	●
監 査 役	渡 部 亨		●	●				●	●	●
	松 本 邦 亮			●	●			●		●
	水 野 明 久	●				●	●		●	●
	友 添 雅 直	●		●			●		●	●

第3号議案 補欠監査役1名選任の件

法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、予め補欠監査役1名の選任をお願いしたいと存じます。

本議案は、現社外監査役の水野明久氏および友添雅直氏の補欠として、選任をお願いするものであります。監査役として就任した場合、その任期は前任者の残存期間とします。

また、本決議の効力は次回定時株主総会開始のときまでとしますが、監査役就任前に限り、監査役会の同意を得た上で、取締役会の決議によって取り消すことができるものといたします。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は、次のとおりであります。

ふるさわ ひとし
古澤 仁之 (1971年2月2日生) **再任** **社外** **独立**



所有する当社株式の数
なし

補欠の社外監査役候補者とした理由

弁護士として長年にわたり企業法務の分野を中心に活躍され、その豊富な経験と高度な専門的識見により、社外監査役の職務を適切に遂行いただけるものと判断し、補欠の社外監査役として選任をお願いするものであります。

略歴

1996年4月 弁護士登録
(愛知県弁護士会)
2000年10月 古澤法律事務所開設
(現 弁護士法人小山・古澤早瀬)
現在に至る

当社における地位

—

重要な兼職の状況

セントラルフォレストグループ株式会社社外取締役（監査等委員）

- (注) 1. 候補者と会社との間に特別の利害関係はありません。
2. 当社は、役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、被保険者が職務の執行に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や訴訟費用等が当該保険契約により填補されることとなります。本議案において古澤仁之氏の選任をご承認いただき、かつ同氏が監査役に就任した場合には、当該保険契約の被保険者に含められることとなります。
3. 補欠の社外監査役候補者に関する事項は、以下のとおりであります。
(1) 古澤仁之氏は、補欠の社外監査役候補者であります。
(2) 責任限定契約について
本議案において古澤仁之氏の選任をご承認いただき、かつ同氏が監査役に就任した場合、当社は同氏との間で、会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結する予定であり、当該契約に基づく賠償責任限度額は、会社法第425条第1項に定める額を責任の限度とする予定であります。
(3) 本議案において古澤仁之氏の選任をご承認いただき、かつ同氏が監査役に就任した場合、上場証券取引所の定める独立役員として届け出る予定であります。

＜株主提案（第4号議案から第6号議案まで）＞

第4号議案から第6号議案は、株主様からのご提案によるものであります。なお、以下の議案の要領および提案の理由は、提案株主様から提出されたものを原文のまま記載しておりますが、議案番号の削除・追加、表記の統一等の形式的な修正を行っております。

第4号議案 資本コストや株価を意識した経営の実現に向けた対応に関する定款変更の件

1. 議案の要領

現行の定款に「第8章 資本コストや株価を意識した経営の実現に向けた対応」を新設し、第40条として、以下の条文を新設する。なお、本株主総会における他の議案(会社提案に係る議案を含む。)の可決により、本議案として記載した条文に形式的な調整(条文番号のずれの修正を含むが、これらに限られない)が必要となる場合は、本議案に係る条文を、必要な調整を行った後の条文に読み替えるものとする。

(資本コストや株価を意識した経営の実現に向けた対応)

第40条 当社は、上場会社である限り、東京証券取引所が要請する「資本コストや株価を意識した経営の実現に向けた対応」の精神に則り、下記を実践する。

1. 株主・投資家の視点から資本コストを捉え、開示する
2. 株主・投資家の視点を踏まえて自社の株価を多面的に分析・評価する
3. バランスシートが資本コストや資本収益性の観点から効率的な状態となっているか点検し、改善が必要と考えられる場合にはその計画を開示・実践する
4. 資本コストや資本収益性を意識した上で、事業ポートフォリオの見直しを含む経営資源の適切な配分を意識した抜本的な取り組みを行い、適切な経営資源の配分に基づくキャピタルアロケーション方針を開示する
5. 資本コストを低減させるという意識を持ち、改善が可能と考えられる場合にはその計画を開示・実践する
6. 中長期的な企業価値向上のインセンティブとなる役員報酬制度の設計を行う
7. 中長期的に目指す姿の実現に向けて、どのような意図で各取り組みを実施するのか、各取り組みがどのように課題解決につながるのか、分かりやすく開示する
8. 経営陣や取締役会が、株主・投資家との対話に主体的に関与する

2. 提案の理由

弊社は2023年3月31日に東京証券取引所がプライム市場及びスタンダード市場の全上場会社を対象として要請している「資本コストや株価を意識した経営の実現に向けた対応」(以下、「東証要請」といいます)の主旨に賛同しております。また、その対応が形式面にとどまらず、実効性の高いものであるために、2024年2月に東証が発表した「投資者の視点を踏まえた『資本コストや株価を意識した経営』のポイントと事例」(以下、「ポイントと事例」)に基づく、取り組みの継続的な検証が有効であると考えます。

当社においては、2024年5月に「企業価値向上の取り組み」を発表し、その中で公表された株主還元や政策保有株式売却の金額規模は、当社経営陣・取締役会による企業価値向上への取り組みが本気である事を印象付ける

ものでした。弊社は株主提案に込めた考えと大枠において整合的と考え、2024年の株主提案を撤回しました。一方、併せて2024年に弊社が当社取締役会に提案した下記3つの改善点については現状、対応が確認できていません。

1. 資本コストや株価の「意識」を定量的に行う事。東証要請において一番肝心な点は上場企業が自社の資本コストや株価を分析し見解を持つ事です。弊社が拝見する限り、貴社は現時点で自社の資本コストやあるべき株価水準を(少なくとも定量的には)明確にされておられません。
2. 投資判断基準としての投下資本利益率(ROIC)を採用し、その目標をコミットする事。原則として個別投資案件の評価・意思決定はROICが(加重平均)資本コストを超えるかどうかによって判断されるべきです。資本収益性が資本コストを満たさない投資は企業価値を棄損するものです。当社「企業価値向上の取り組み」はROE改善目標へのコミットを示しているものの、「R」の改善は既存事業が中心となっけん引すると理解しています。1.5兆円もの成長・基盤投資がそれぞれの程度のリターンを生み出すのかは現時点で不透明感が強く、これらが資本コストを下回るものであれば長期的に企業価値の棄損につながる事を懸念します。
3. トップマネジメントによる株主・投資家との対話の機会を一層充実する事。トップマネジメントと投資家・株主との対話は企業価値向上プロセスのエンジンであり、私共はこれを少なくとも四半期に1回程度の頻度を確保して頂くことを希望します。

上記はいずれも「ポイントと事例」に内包されております。定款の記載事項にふさわしく普遍的な内容とするため、要領は「ポイントと事例」の大半を網羅するものとしました。

3. 当社取締役会の意見

当社取締役会は、本株主提案に反対いたします。

反対の理由

本株主提案は、東京証券取引所が2023年3月31日に要請した「資本コストや株価を意識した経営の実現に向けた対応」を踏まえて、同所が2024年2月1日に公表した「投資者の視点を踏まえた「資本コストや株価を意識した経営」のポイントと事例」に記載された取り組みを実践する旨を定款に新設することを求めるものです。

ご提案いただいた取り組みは今後の会社運営において考慮・検討すべき事項であると考えられます。しかしながら、当社が中長期的な企業価値向上のために実践すべき事項は、当社の経営戦略や経営環境といった柔軟性・流動性が高い事項を踏まえて、適時適切に都度決定していくべきものであり、会社を運営する上での根本規範を定める定款に、本株主提案のような定めを設けることは適切ではないと考えております。

当社は、創業の精神である「豊田綱領」を社是とし、創立以来の事業「繊維機械」に加え、「ソリューション(産業車両・物流)」「モビリティ関連」事業を両輪に、様々な産業に貢献し、広く社会に役立つことを原点として、社会と調和した持続的成長の実現を経営方針の根幹にしております。当該経営方針の下、中長期的な企業価値向上に向け「2030年ビジョン」を見据え、2024年5月13日に「企業価値向上の取り組み」を公表し、資本コストや株価を意識した投資判断に基づいた経営に注力しています。具体的には、保有の合理性が認められる場合を除き政策保有株式を保有しない方針に基づいた政策保有株式の大幅削減による自己資本の圧縮、持続的な成長のための基盤投資、次世代の成長を加速させるR&D及びM&Aへの積極投資と収益性の改善、

更には、安定的な配当及び自己株式取得を含めた株主還元を、バランスを取りながら行っております。

今後も、資本コストや株価を意識した経営の重要性を踏まえながら、株主・投資家との対話を一層充実させ、株主の皆様をはじめとしたステークホルダーの皆様に対する適時適切な情報開示に努め、企業価値向上に取り組んでまいります。

以上から、当社取締役会は、本株主提案に反対いたします。

第5号議案 社外取締役の構成に関する定款変更の件

1. 議案の要領

当社の社外取締役を過半数とするため、当社の定款第20条に下記の文言を追加する。

上場企業であり続ける限り、当会社の取締役の過半数は、会社法第2条第1項第15号に規定する社外取締役とする。

2. 提案の理由

弊社は今日の上場企業経営において取締役会の多様性と独立性が不可欠であると考えます。多様性ある取締役会とはスキル、経験、年齢、国籍、ジェンダーなど幅広い視点から経営判断ができる取締役会を意味し、独立性のある取締役会とは少なくとも過半が独立社外取締役から構成されている取締役会を意味します。

当社においては、売上高1兆円を超える事業規模の自動車セグメントにおいて筆頭株主であるトヨタ自動車为主要顧客であり、かつトヨタ自動車出身者が代表取締役会長という職責を担っています。当社の状況は一般論として大株主と外部少数株主の利益相反を生じやすい状況と言え、そのようなリスク・懸念を払しょくするために、一般の上場企業以上に高い利益相反防止体制を確立することが望ましいと考えます。

3. 当社取締役会の意見

当社取締役会は、本株主提案に反対いたします。

反対の理由

当社は、取締役の選任に関する客観性と透明性を一層確保することを目的に、委員長と委員の過半数が独立社外取締役で構成される「役員人事・報酬委員会」を設置しています。同委員会における役員人事に関しては、経営陣幹部の選解任、取締役・監査役候補の指名について、意見の交換および内容の確認を行った上で、取締役会へ上程しております。経営陣幹部選任（解任を含む）、取締役候補指名については、的確かつ迅速な意思決定、適切なリスク管理、業務執行の監督および会社の各機能と各事業部門をカバーできるバランスを考慮し、適材適所の観点より総合的に検討しております。

独立社外取締役を除く取締役候補者4名はいずれも当社事業に精通しており、それぞれ業界の知見（産業車両・物流／自動車／繊維機械）／技術開発・生産／IT デジタル／財務会計／法務リスクマネジメント／ESG等の知識・経験を持ち、多様な専門性を有しております。

本株主総会において当社が提案する取締役会の構成は、当社取締役会の多様性・独立性の確保、監督機能及び経営方針策定機能の強化のため、取締役全7名、内3名が女性を含む独立社外取締役となっております。また、独立社外取締役の選任にあたっては、法規制上の要件に加え、会社経営等における豊富な経験と高い識見も重視し、上場証券取引所の定める独立役員の資格を充たしており、一般株主と利益相反の生じるおそれの

ない者を、独立役員に指定しております。

以上のとおり、当社が上程する取締役候補者から構成される取締役会は、中長期的な企業価値の向上に向けた経営の執行を監督するにあたり十分な多様性・独立性を有する最適な構成と考えております。当社の現状の取締役会の構成や運用により、企業価値の持続的な向上、すなわち株主の皆様の利益につながるものと考えております。

一方、本株主提案のような規定を定款に設けることは、却って、取締役候補者の選択範囲を制限し、将来の時々において最適な取締役会を検討、構成するうえでの妨げとなる可能性もあると考えます。

したがいまして、当社取締役会としては本株主提案に反対いたします。

なお、当社取締役会は、本株主提案には反対いたしますが、中長期的な企業価値の向上に向け、お客様、取引先様、株主・投資家の皆様をはじめ、すべてのステークホルダーの皆様の利益に資する、多様性・独立性を有する取締役会構成につき、継続的に検討してまいります。

<ご参考> 候補者選任後の取締役・監査役が有する経験・専門性

※本招集ご通知16ページご参照

第6号議案 譲渡制限付株式報酬制度に関する報酬額承認の件

1. 議案の要領

当社の取締役等の総額は、2024年6月11日開催の定時株主総会において現金報酬額を年額7億円以内（うち、社外取締役分1.5億円以内）、株式報酬枠を年額2億円以内と承認されているが、今般、社外取締役を含む当社の取締役に対し、上記報酬年額と別に、年額7億円以内、付与株式数の上限54,000株の譲渡制限付株式付与のための金銭報酬債権を付与することとする。具体的な支給時期及び配分については、取締役会において決定するが、ROEとTSR(株主総利回り)を含む業績連動型のインセンティブ制度として設計し、かつ、業績基準を満たす場合には累計で固定報酬の3倍相当の譲渡制限付株式を今後3年間で付与するよう設計するものとする。

2. 提案の理由

弊社は日本の取締役会の最大の弱点が各取締役による株式保有の少なさ、それによる株主目線の欠如にあると考えます。当社においても取締役の経済的利益の大半は基本報酬や短期業績に紐づけられており、一部業績の達成に紐づく報酬があるものの、譲渡制限付株式報酬の目的である株主との価値共有が不十分と考えます。取締役に当社の企業価値の持続的向上を図る経済的インセンティブを持たせ、株主と利益を一体化することで企業価値向上の成果を株主とともに享受することが必要です。

そこで、今般、取締役に対し、累計で固定報酬の3倍相当の譲渡制限付株式を今後3年間かけて付与することを提案します。

また、欧米においてはほぼすべての主要上場企業において、株主との価値共有に必要と考えられる一定量の株式について一定期間の継続保有要件を定める株式保有ガイドラインが採択されています。数年間の猶予期間を経て、トップマネジメントであれば基本報酬の3～5倍、社外取締役でも報酬の1倍とするケースが大半です。弊社は当社の取締役その他の経営陣にも、過去の常識にとらわれず、世界水準に劣らないオーナーシップのレベルを目指すこと、適切な開示を通じてそのコミットメントを示すことを提案し、株式保有ガイドライン

を制定すべきと考えます。

3. 当社取締役会の意見

当社取締役会は、本株主提案に反対いたします。

反対の理由

当社は、公正性と透明性を確保するとともに、当社の中長期的な業績と企業価値向上や持続的成長へのインセンティブを重視するという考えに基づき、会社業績との連動性を確保し、また、職責と成果の反映を基本的な考えとした、取締役の個人別報酬等の決定方針（以下「本決定方針」といいます。）を定めております。

具体的には、当社の社外取締役等の業務執行を伴わない取締役を除く取締役の報酬は、基本報酬としての固定報酬、業績連動報酬としての賞与と譲渡制限付株式報酬で構成されております。一方、社外取締役等の業務執行を伴わない取締役は、業務執行から独立した立場であることから、固定報酬のみとしております。なお、取締役の現金報酬の限度額は年額7億円以内（うち社外取締役分1.5億円以内）としております。

また、社外取締役等の業務執行を伴わない取締役を除く取締役の固定報酬と業績連動報酬（賞与および譲渡制限付株式報酬）との比率は、40：60を目安（会長・社長の場合）とし（ただし、当該連結営業利益額等の状況に応じて、上記と異なる比率とすることを妨げないものとしております）、また、業績連動報酬のうち、賞与と譲渡制限付株式報酬との比率は、70：30を目安としており、譲渡制限付株式報酬の総額は年額2億円以内、総数は合計6万株以内としております。

このように、当社の本決定方針は、現時点の当社を取り巻く環境等に照らして、適切かつ健全に当社経営陣と当社株主との価値共有を図りつつ、企業価値向上や持続的成長へのインセンティブを付与するものとなっております。

加えて当社は、取締役社長、独立社外取締役より構成する「役員人事・報酬委員会」を設置しており、当該委員会の客観性および透明性を確保するため、委員長と委員の過半数を独立社外取締役としております。そして、当該「役員人事・報酬委員会」は、本決定方針、取締役の個人別報酬案、その他報酬に関する重要事項について審議しており、取締役会は、「役員人事・報酬委員会」の審議結果を踏まえ、本決定方針を決議しております。また、取締役会は、個人別報酬額の決定を、柔軟かつ機動的に行う観点から取締役社長へ委任しておりますが、取締役社長は、「役員人事・報酬委員会」の審議結果を踏まえ、本決定方針に従って、取締役の個人別の報酬額を決定しております。

以上のとおり、現行の取締役の報酬割合は、客観性・透明性が担保された「役員人事・報酬委員会」の審議を経たうえで決定されたものであります。

一方、本株主提案は、社外取締役を含む当社の取締役に対し、上記報酬年額と別に、年額7億円以内、付与株式数の上限54,000株の譲渡制限付株式付与のための金銭報酬債権を付与することとし、業績基準を満たす場合には累計で固定報酬の3倍相当の譲渡制限付株式を今後3年間で付与するよう設計するものとする提案であります。当社の現状の取締役報酬制度は、その報酬割合に鑑みても、現時点の当社を取り巻く環境等に照らして、適切かつ健全に当社経営陣と当社株主の価値の共有を図る仕組みが導入されている制度であると考えており、これに加えて、取締役に対し上記の報酬を付与することは、現段階においては適切ではないと考えます。

したがって、当社取締役会としては本株主提案に反対いたします。

なお、当社取締役会は、本株主提案に反対いたしますが、役員報酬の構成や比率、水準、及び中長期的な視点におけるインセンティブ付与等、当社グループの更なる企業価値向上のためにあるべき報酬制度につき、お客様、取引先様、株主・投資家の皆様をはじめ、すべてのステークホルダーの皆様の利益に資する体系を継続的に検討してまいります。

以上

エンジン国内認証における法規違反に対する再発防止への取り組み

エンジン国内認証における法規違反に関し、お客様をはじめとする関係者の皆様に多大なるご迷惑をおかけしており、心より深くお詫び申し上げます。

2023年3月以降、1.5t～8.0t積ディーゼルエンジン式フォークリフトおよび1.0t～3.5t積ガソリンエンジン式フォークリフトの出荷を停止し、2024年1月29日からは、3.5t～5.0t積ガソリンエンジン式フォークリフトについても出荷を停止しております。なお、2.0t～3.5t積ディーゼルエンジン式フォークリフトにつきましては、新たにオフロード法(特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律)に基づく特定特殊自動車の型式届出を行い、2025年1月8日より出荷開始いたしました。そのほかの車種につきましても、出荷再開に向けた取り組みを進めてまいります。

再発防止に向けて、「安全・安心な品質の製品」をお客様に提供し、社会に貢献し続けるという原点に立ち返り、正しいことを正しく行うための「風土」、「しくみ」、「組織/体制」の3つの改革を中心として再発防止策を実施し、全員が心をひとつにして取り組んでおります。再発防止策の推進は、社長を委員長に、事業部長・チーフオフィサー・本社関連役員・部門長をメンバーとする「再発防止委員会」が担い、その進捗状況や効果を定期的に確認しながら、一層の改善を重ねてまいります。

さらに、問題を風化させない取り組みとして、今回の事案を心に刻み込み、自ら行動していくため、国土交通省へ再発防止策を報告した3月22日を「再出発の日」として、毎年、今回の法規違反について振り返り、二度とこうした問題を起こさないという決意を再確認する日といたしました。今後も、社是である豊田綱領の精神に基づき、会長、社長をはじめとする経営陣の強い決意のもと、経営層・社員の一人ひとりが一体となって、全社で再発防止に取り組んでまいります。

原点に立ち返り、3つの改革で再出発

「安全・安心な品質の製品」をお客さまに提供し、社会に貢献し続けるという原点に立ち返り、正しいことを正しく行うための3つの改革に全社が心をひとつにして取り組む



1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過およびその成果

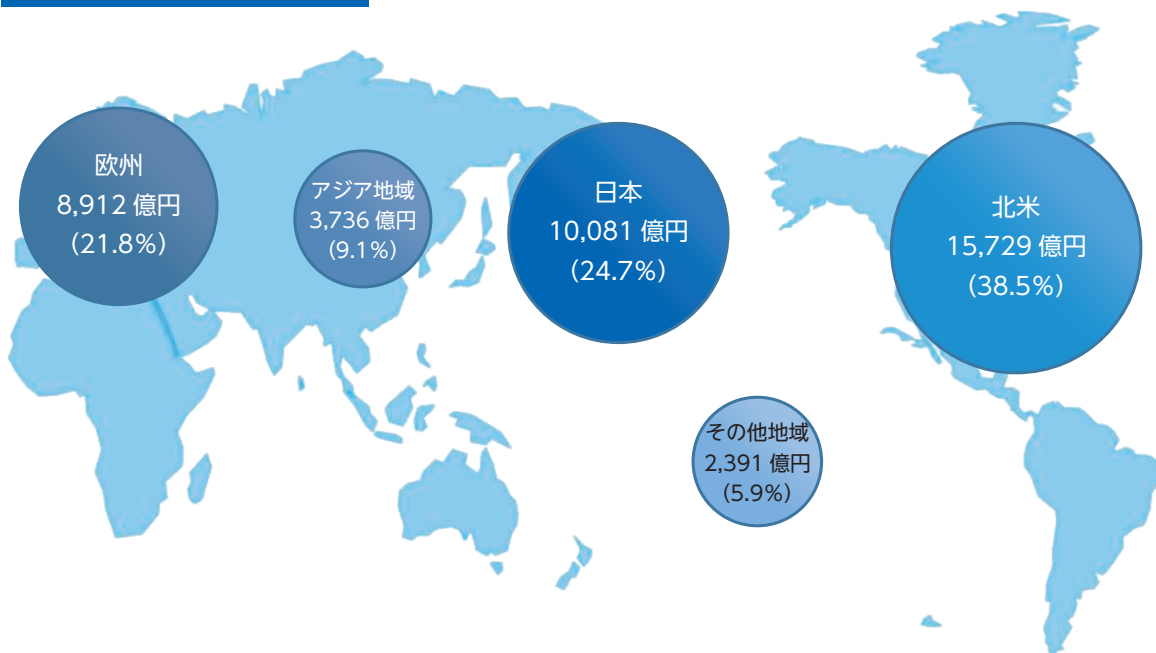
当期の経済情勢を概観しますと、世界経済はインフレ鎮静化を背景に緩やかな成長を持続したものの、欧州や中東情勢をはじめとした地政学リスク、各国の政策動向などによる不透明感が強まりました。また、日本経済は、賃上げや企業の設備投資意欲が継続するなど経済に前向きな動きはありましたが、緩やかな回復にとどまりました。このような情勢のなかで、当社グループは、品質優先を基本に、お客様の信頼におこたえますとともに、各市場の動きに的確に対応して、販売の拡大に努めてまいりました。

その結果、当期の売上高につきましては、前期を2,517億円(7%)上回る4兆849億円となりました。

利益につきましては、人件費の増加、減価償却費や研究開発費を含む諸経費の増加などがありましたものの、売上の増加、為替変動による影響、国内エンジン認証関連費用の減少などにより、営業利益は前期を212億円(11%)上回る2,216億円、税引前利益は前期を423億円(14%)上回る3,514億円、親会社の所有者に帰属する当期利益は前期を336億円(15%)上回る2,623億円となりました。

部門ごとの経営成績は次のとおりであります。

地域別連結売上高：40,849億円



〔自動車部門〕

自動車におきましては、市場は欧州や北米などで低迷し、世界全体で縮小しました。こうしたなかで、当部門の売上高は前期を638億円(6%)上回る1兆1,602億円となりました。営業利益は前期を268億円(147%)上回る450億円となりました。

このうち車両につきましては、トヨタ「RAV4」が国内、海外向けともに減少したものの、部品出荷の増加などにより、売上高は前期を17億円(2%)上回る1,025億円となりました。エンジンにつきましては、ガソリンエンジンやディーゼルエンジンが増加したことにより、売上高は前期を153億円(5%)上回る3,461億円となりました。カーエアコン用コンプレッサーにつきましては、販売台数は減少したものの、電動コンプレッサーの増加や為替変動による影響により、売上高は前期を148億円(3%)上回る4,809億円となりました。電子機器ほかにつきましては、電池やDC-DCコンバーターなどが増加したことにより、売上高は前期を320億円(16%)上回る2,305億円となりました。



生産車両：RAV4

〔産業車両部門〕

産業車両におきましては、市場は欧州やアジアで拡大し、世界全体で小幅に回復しました。そのなかで、主力のフォークリフトトラックが北米や欧州で減少したものの、値上げ効果や為替変動による影響により、売上高は前期を1,991億円(8%)上回る2兆7,863億円となりました。営業利益は前期を11億円(1%)上回る1,667億円となりました。



新型燃料電池フォークリフト2.5t積タイプ

〔繊維機械部門〕

繊維機械におきましては、市場は主力市場であるアジア地域を中心に、低調に推移しました。こうしたなかで、紡機や繊維品質検査機器が減少したことにより、売上高は前期を134億円(14%)下回る799億円となりました。営業利益は前期を55億円(69%)下回る25億円となりました。



エアジェット織機 JAT910

(2) 設備投資の状況

設備投資につきましては、新商品の開発や設備の合理化・更新などを目的に、総額1,998億円を実施いたしました。これを主な部門についてみますと、自動車部門のうち車両・エンジンに251億円、カーエアコン用コンプレッサーに389億円、電子機器ほかに289億円、産業車両部門に788億円、繊維機械部門ほかに281億円であります。

(3) 資金調達の状況

事業における必要資金につきましては、主として、社債、コマーシャル・ペーパーおよびミディアム・ターム・ノートの発行、ならびに金融機関からの借入金でまかなっております。なお、当期末における借入債務の残高は1兆7,300億円となっております。

(4) 対処すべき課題

今後の見通しにつきましては、世界中の多くの地域での金融・関税等の政策などに伴う景気後退の懸念や為替変動リスク、欧州や中東情勢をはじめとした地政学リスクは増大しており、その先行きは依然として不透明な状況が続いております。

他方、持続可能な社会の実現に向けた国際社会からの要請は多様化し、またIT・デジタル技術の進展などテクノロジーの分野における変化が著しいなか、当社の主要な事業である自動車、産業車両の分野においても、電動化、自動運転技術の進展や、IT・デジタル技術の活用による新規参入、業界構造の変化など、企業間の競争は厳しさが増しております。そのようななか、当社は物流ソリューション事業を軸に、モビリティ関連のモノづくりと結びつけた総合力の発揮、次世代R&D等への挑戦を通じて、持続的な成長や企業価値の向上に取り組んでまいります。

一方で、当社は、2024年1月29日にエンジン国内認証に関する調査結果について公表、2月22日付で国土交通省から是正命令を受領し、それに対し3月22日に同エンジン認証問題の再発防止策を国土交通省へ報告し、その後、同省にご指導いただきながら全社をあげた取り組みを進めております。

当社は、「安全、安心な品質の製品」をお客様に提供し、社会に貢献し続けるという原点に立ち返り、正しいことを正しく行うための「風土」「しくみ」「組織/体制」の3つの改革をそれら再発防止策に落とし込み、引き続き、全員が心をひとつにして取り組み、豊田自動織機の再出発を果たしていくとともに、次に挙げる2点に取り組んでまいります。

〈基本の再徹底〉

経営の土台である法規遵守、コンプライアンスを徹底し、加えて、モノづくりにおける「安全第一、品質第二、生産第三」の優先順位を堅持してまいります。さらに、当社で働く一人ひとりが持てる力を発揮できるよう、心と体の健康増進やオープンで対等なコミュニケーション等を推進し、健全な職場、風土を作ってまいります。

〈体質の変革〉

世の中の動き・変化を的確に捉え、内外のリスクに対して早期に対応するとともに、各事業・部門の強みや弱みを把握し、より良く変えるために何をすべきかを自ら考え、全員参加で取り組んでまいります。

これらの取り組みを通じて、次の成長を確かなものとするための強固な経営基盤を築きあげてまいります。株主の皆様におかれましては、引き続き変わらぬご支援とご指導を賜りますようお願い申し上げます。

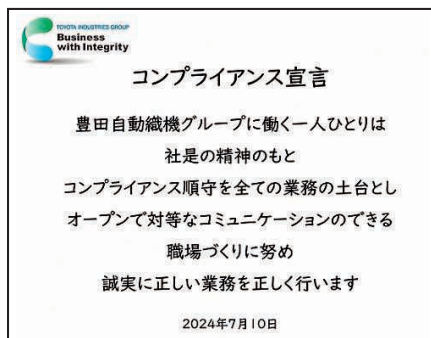
(ご参考①)

「コンプライアンス宣言」

および

「行動規範」の策定

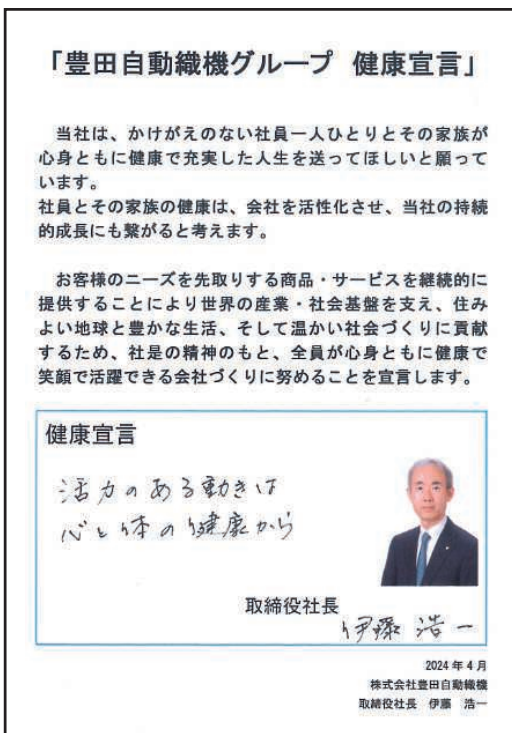
当社グループにおいてコンプライアンス順守の意識を浸透させるため、社是「豊田綱領」の精神に基づきコンプライアンス順守を全ての業務の土台とする理念としての「コンプライアンス宣言」と、当社グループで働く一人ひとりのあるべき行動を明確化した「豊田自動織機グループ 行動規範」を2024年7月に策定しました。



(ご参考②)

「豊田自動織機グループ 健康宣言」の策定

当社は2024年4月、「豊田自動織機グループ 健康宣言」を策定しました。社員とその家族の健康が会社を活性化させ、当社グループの持続的成長につながると考え、全社で健康経営の基盤づくりに注力しています。



(5) 財産および損益の状況の推移

国際会計基準(IFRS)

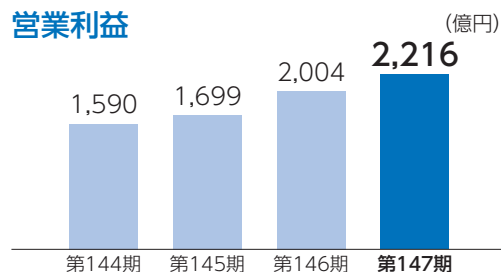
区 分	第144期 (2022年3月期)	第145期 (2023年3月期)	第146期 (2024年3月期)	第147期 (2025年3月期)
売上高	2,705,183 百万円	3,379,891 百万円	3,833,205 百万円	4,084,984 百万円
営業利益	159,066 百万円	169,904 百万円	200,404 百万円	221,695 百万円
税引前利益	246,123 百万円	262,967 百万円	309,190 百万円	351,463 百万円
親会社の所有者に帰属する当期利益	180,306 百万円	192,861 百万円	228,778 百万円	262,312 百万円
基本的1株当たり当期利益	580 ^円 73 銭	621 ^円 17 銭	736 ^円 86 銭	856 ^円 96 銭
資産合計	7,627,120 百万円	7,821,185 百万円	11,078,462 百万円	9,403,481 百万円
資本合計	4,021,967 百万円	3,935,401 百万円	6,153,359 百万円	5,015,246 百万円

(ご参考)

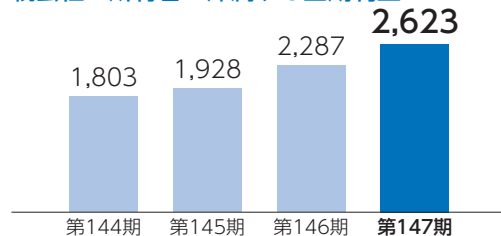
連結決算ハイライト

(国際会計基準(IFRS))

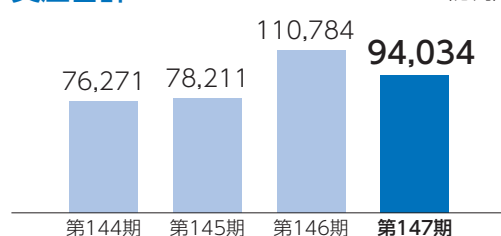
営業利益



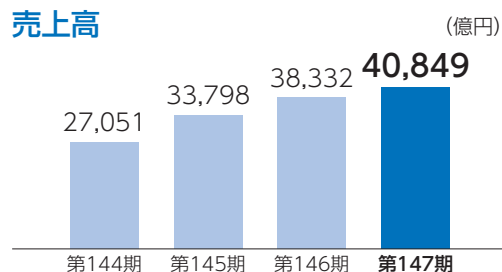
親会社の所有者に帰属する当期利益



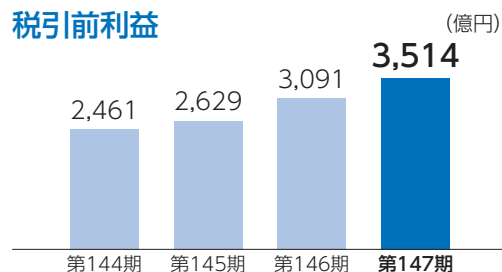
資産合計



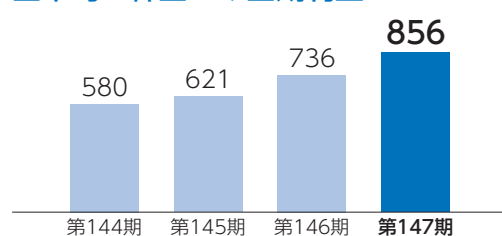
売上高



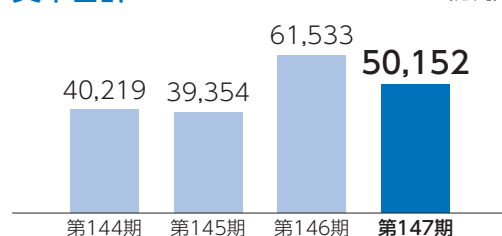
税引前利益



基本的1株当たり当期利益



資本合計



(6) 重要な子会社の状況等

① 重要な子会社の状況

	会 社 名	所 在 地	資 本 金	議決権比率	主要な事業内容
国内	東久株式会社	愛知県丹羽郡 大口町	百万円 135	% 100.00	自動車部品、鑄造機械 の製造・販売
	東海精機株式会社	静岡県磐田市	98	100.00	自動車部品の製造・ 販売
	イヅミ工業株式会社	愛知県大府市	150	100.00	自動車部品、専用工作機 の製造・販売
	トヨタエルアンドエフ東京株式会社	東京都品川区	350	100.00	産業車両の販売
	大興運輸株式会社	愛知県刈谷市	83	54.16	貨物運送業、倉庫業
	株式会社アイチコーポレーション	埼玉県上尾市	10,425	54.46	高所作業車の製造・ 販売
海外	トヨタ マテリアル ハンドリング マニュファクチャリング フランス株式会社	フランス アンセニー	千ユーロ 9,000	※100.00	産業車両の製造・販売
	ミシガン オートモーティブ コンプレッサー 株式会社	米国 ミシガン州	千米ドル 146,000	60.00	カーエアコン用コンプレッサーの製造・販売
	トヨタ インダストリーズ ヨーロッパ 株式会社	スウェーデン ミョルビー	千スウェーデンクローナ 13,743	100.00	欧州の産業車両持株会社
	トヨタ マテリアル ハンドリング ヨーロッパ株式会社	スウェーデン ミョルビー	千スウェーデンクローナ 1,816	※100.00	欧州の産業車両統括会社
	トヨタ インダストリーズ ノース アメリカ 株式会社	米国 インディアナ州	千米ドル 1,097,535	100.00	米国の持株会社
	トヨタ マテリアル ハンドリング 株式会社	米国 インディアナ州	千米ドル 72,500	※100.00	産業車両の製造・販売
	テーデー ドイツェ クリマコンプレッサー 有限会社	ドイツ ザクセン州	千ユーロ 20,451	65.00	カーエアコン用コンプレッサーの製造・販売
	トヨタ マテリアル ハンドリング オーストラリア株式会社	オーストラリア ニューサウス ウェールズ州	千豪ドル 211,800	100.00	産業車両の販売
	ティーディー オートモーティブ コンプレッサー ジョージア有限責任会社	米国 ジョージア州	千米ドル 155,000	※77.40	カーエアコン用コンプレッサーの製造・販売

	会 社 名	所 在 地	資 本 金	議決権比率	主要な事業内容
海外	ウースター テクノロジーズ株式会社	スイス チューリッヒ州	千スイスフラン 82,302	% 100.00	糸品質測定機器、綿花 格付機器の製造・販売
	インダストリアル コンポーネンツ アンド アタッチメンツ株式会社	米国 オレゴン州	千米ドル 428,832	100.00	産業車両用コンポーネント 事業の持株会社
	カスケード株式会社	米国 オレゴン州	千米ドル 7,070	※100.00	産業車両用アタッチメント の製造・販売
	豊田工業(昆山)有限公司	中華人民共和国 江蘇省	千米ドル 61,840	63.40	鋳造部品、産業車両の 製造・販売
	トヨタ インダストリーズ コマーシャル ファイナンス株式会社	米国 テキサス州	千米ドル 400,000	※100.00	産業車両向けの販売金融
	烟台首鋼豊田工業空調圧縮機有限公司	中華人民共和国 山東省	百万円 3,675	50.10	カーエアコン用コンプレッサーの製造・販売
	豊田工業電装空調圧縮機(昆山)有限公司	中華人民共和国 江蘇省	千米ドル 66,290	※78.80	カーエアコン用コンプレッサーの製造・販売
	ティーディー オートモーティブ コンプレッサー インドネシア株式会社	インドネシア 西ジャワ州	千インドネシアルピア 1,152,000	50.10	カーエアコン用コンプレッサーの製造・販売
	バスティアン ソリューションズ有限責任会社	米国 インディアナ州	千米ドル 15,759	※100.00	物流ソリューション
	ファンダランデ インダストリーズ株式会社	オランダ 北ブラバント州	千ユーロ 1,495	※100.00	物流ソリューション
	トヨタ インダストリーズ エンジン インディア株式会社	インド カルナタカ州	千インドルピー 8,226,108	98.80	ディーゼルエンジンの 製造・販売
	トヨタ インダストリーズ エレクトリック システムズ ノース アメリカ株式会社	米国 ミシガン州	千米ドル 30,625	※100.00	エレクトロニクス製品 の開発・販売
	トヨタ マテリアル ハンドリング ミッドウェスト株式会社	米国 ケンタッキー州	千米ドル 24,000	※87.20	産業車両の販売

(注) 1. ※印は、子会社による所有を含む比率を表示しております。

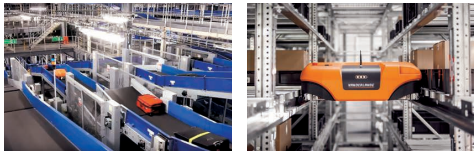
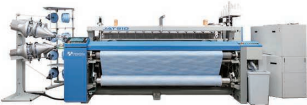
2. 2025年3月19日開催の当社取締役会にて、株式会社アイチコーポレーションが行う自己株式の公開買付けへの応募、および同社株式の一部の売却を決定しました。これら一連の取引の完了は本年5月15日を予定しており、その後同社に対する当社の議決権比率は20%以上になる見込みです。当該公開買付けの決算の開始日(5月14日)以降、同社は当社の持分法適用会社となる予定です。詳細は、本年3月19日公表の2つの適時開示資料、および4月18日公表の2つの同資料をご参照ください。

②その他の重要な事項

トヨタ自動車株式会社(資本金 635,401百万円)は、当社の議決権の24.6%を所有しており、同社連結子会社は、当社の議決権の0.01%を所有しております。当社は、自動車部門の製品を同社に販売いたしております。

(7) 主要な事業内容

当社グループは、自動車、産業車両、繊維機械を主要な事業としております。
事業別の主な製品およびサービスは、次のとおりであります。

自動車	産業車両
車両 RAV4 (エンジン、HEV、PHEV) 	フォークリフトトラック 
エンジン ディーゼルエンジン、 ガソリンエンジン、 エンジン用鋳造品 	物流ソリューション 
カーエアコン用 コンプレッサー カーエアコン用 コンプレッサー 	販売金融
繊維機械	その他
織機 紡機 糸品質測定機器・ 綿花格付機器 	陸上運送サービス 

(8) 主要な営業所および工場

① 当社

本 社 愛知県刈谷市豊田町2丁目1番地

名 称		所 在 地
支 社	東京支社	東京都千代田区
工 場	刈谷工場	愛知県刈谷市
	大府工場	愛知県大府市
	共和工場	愛知県大府市
	長草工場	愛知県大府市
	高浜工場	愛知県高浜市
	碧南工場	愛知県碧南市
	東知多工場	愛知県半田市
	東浦工場	愛知県知多郡東浦町
	安城工場	愛知県安城市
	石浜工場	愛知県知多郡東浦町

② 子会社

〔(6) 重要な子会社の状況等 ①重要な子会社の状況〕をご参照ください。

(9) 従業員の状況

従 業 員 数	前期末比増減
79,454 ^名	+1,630 ^名

(注) 従業員数は、就業人員数(当社グループから外部への出向者を除き、外部から当社グループへの出向者を含む)を記載しております。

(10) 主要な借入先

借 入 先 名	借入金期末残高
株式会社三井住友銀行	209,739 ^{百万円}
株式会社国際協力銀行	192,093
株式会社三菱UFJ銀行	174,987
農林中央金庫	133,436
株式会社みずほ銀行	109,971

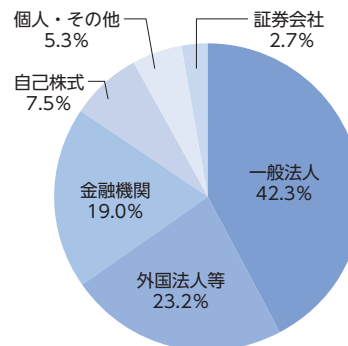
2. 会社の株式に関する事項

(1) 株式の総数

発行可能株式総数 1,100,000,000株
 発行済株式総数 301,400,306株
 (自己株式24,440,334株を除く)

(2) 株 主 数 18,418名

(ご参考) 所有者別株式の状況



(3) 大株主の状況

株 主 名	持 株 数 千株	持 株 比 率 %
トヨタ自動車株式会社	74,100	24.59
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	28,717	9.53
トヨタ不動産株式会社	16,291	5.41
豊田通商株式会社	15,294	5.07
株式会社デンソー	14,823	4.92
株式会社日本カストディ銀行 (信託口)	10,191	3.38
日本生命保険相互会社	6,580	2.18
株式会社アイシン	6,578	2.18
ステート ストリート バンク アンド トラスト カンパニー 505001	5,001	1.66
あいおいニッセイ同和損害保険株式会社	3,922	1.30

(注) 1. 当社は、自己株式(24,440千株)を所有しておりますが、上記の大株主より除いております。

2. 持株比率は、発行済株式総数から自己株式数を控除して算出しております。

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役および監査役の氏名等

氏 名	会社における地位	担当および重要な兼職の状況
寺 師 茂 樹	*取締役会長	
伊 藤 浩 一	*取締役社長	
大 西 朗	取締役	
隅 修 三	取締役	
半 田 純 一	取締役	[重要な兼職の状況] 株式会社マネジメント・ウィズダム・パートナーズ・ジャパン代表取締役社長
熊 倉 和 生	取締役	[重要な兼職の状況] トヨタ自動車株式会社調達本部長、 株式会社ジェイテクト社外取締役
清 水 季 子	取締役	[重要な兼職の状況] 株式会社EmEco代表取締役社長
稲 川 透	常勤監査役	
渡 部 亨	常勤監査役	
水 野 明 久	監査役	[重要な兼職の状況] 中部電力株式会社相談役、 名古屋鉄道株式会社社外監査役、 一般社団法人中部経済連合会会長
友 添 雅 直	監査役	[重要な兼職の状況] ホシザキ株式会社社外取締役、 笹徳印刷株式会社社外取締役

- (注) 1. *印は、代表取締役であります。
2. 取締役隅修三、取締役半田純一および取締役清水季子の3氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
3. 監査役水野明久および監査役友添雅直の両氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
4. 当社は、隅修三氏、半田純一氏、清水季子氏、水野明久氏および友添雅直氏を、上場証券取引所の定める独立役員として指定し、届け出ております。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、社外取締役等の業務執行を伴わない取締役および社外監査役全員と会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、会社法第425条第1項に定める額を責任の限度としております。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、被保険者が職務の執行に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や訴訟費用等が当該保険契約により填補されることとなります。

ただし、犯罪行為や故意の法令違反行為に起因して生じた損害は補償の対象外とすることにより、役員等の職務の執行の適正性が損なわれないように措置を講じております。

当該保険契約の被保険者は、取締役、監査役、経営役員および執行職ならびに子会社(個別加入している子会社を除く)・一部の関連会社の役員であり、被保険者は保険料を負担しておりません。

(4) 当事業年度に係る取締役および監査役の報酬等

① 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

i) 基本的な考え方

- ・公正性、透明性を確保しております。
- ・業績向上や持続的成長へのインセンティブを重視し、会社業績との連動性を確保し、職責と成果を反映しております。

ii) 報酬の体系

- ・取締役の報酬は、基本報酬としての固定報酬、業績連動報酬としての賞与と譲渡制限付株式報酬で構成しております。
- ・ただし、社外取締役等の業務執行を伴わない取締役は、業務執行から独立した立場であることから、固定報酬のみとしております。

iii) 個人別の報酬額の決定方法

- ・取締役社長、独立社外取締役より構成する「役員人事・報酬委員会」を設置しております。
- ・その客観性および透明性を確保するため、委員長と委員の過半数を独立社外取締役としております。
- ・「役員人事・報酬委員会」は、本方針、取締役の個人別報酬案、その他報酬に関する重要事項について審議しております。
- ・取締役会は、「役員人事・報酬委員会」の審議結果を踏まえ、本方針を決議しております。
- ・取締役会は、個人別報酬額の決定を、柔軟かつ機動的に行う観点から取締役社長へ委任しております。
- ・取締役社長は、「役員人事・報酬委員会」の審議結果を踏まえ、本方針に従って、取締役の個人別の報酬額を決定しております。

iv) 報酬の構成割合

- ・社外取締役等の業務執行を伴わない取締役を除く取締役の固定報酬と業績連動報酬(賞与および譲渡制限付株式報酬)との比率は、40:60を目安(会長・社長の場合)としております。ただし、当該連結営業利益額等の状況に応じて、上記と異なる比率とすることを妨げないものとしております。
- ・業績連動報酬のうち、賞与と譲渡制限付株式報酬との比率は、70:30を目安としております。

v) 固定報酬、賞与(以上、現金報酬)、および譲渡制限付株式報酬の決定方針

(i) 現金報酬

- ・ 固定報酬と賞与を合わせた取締役の現金報酬の限度額は、年額7億円以内(うち社外取締役分1.5億円以内)とされております。

固定報酬

- ・ 取締役の固定報酬は月額報酬とし、在任中、定期的に支給しております。
- ・ 個人別の報酬額は、他社水準を参考としながら、取締役の役位とその職責を勘案し、妥当な水準を設定しております。

賞与

- ・ 賞与は、各事業年度において当該定時株主総会の終了後、一定の時期に支給しております。
- ・ 賞与は、連結営業利益を指標とし、前事業年度の連結営業利益額に応じ役位毎に算定する業績連動報酬の合計額の70%を目安としております。ただし、当該取締役に譲渡制限付株式報酬を付与することが相当でない事由がある場合には、業績連動報酬の合計額の100%としております。
- ・ 当該指標を選定した理由は、本方針の基本的な考え方を反映するのにふさわしい指標であると判断したためであります。
- ・ 業績連動報酬の合計額の決定にあたっては、配当、従業員賞与水準、他社水準、過去の支給実績、職責と担当業務の遂行状況等も総合的に勘案しております。

(ii) 譲渡制限付株式報酬

- ・ 譲渡制限付株式報酬は、各事業年度において当該定時株主総会の終了後、一定の時期に付与することとしております。ただし、当該取締役に譲渡制限付株式報酬を付与することが相当でない事由がある場合には、当該取締役の業績連動報酬の全額を賞与として支給するものとし、譲渡制限付株式報酬は付与しないものとしております。
- ・ 譲渡制限付株式報酬の付与のために支給する報酬は金銭債権とし、その総額は、取締役の固定報酬、および賞与とは別枠で年額2億円以内、割り当てる株式の種類は普通株式(割当契約において譲渡制限を付したものを発行または処分、その総数は合計で年6万株以内(ただし、当社の発行済株式総数が、株式の併合または分割(株式無償割当てを含む)によって増減した場合は、当該上限数はその比率に応じて調整される)とされております。
- ・ 譲渡制限付株式報酬は、連結営業利益を指標とし、前事業年度の連結営業利益額に応じ役位毎に算定する業績連動報酬の合計額の30%を目安としております。
- ・ 当該指標を選定した理由は、本方針の基本的な考え方を反映するのにふさわしい指標であると判断したためであります。
- ・ 譲渡制限付株式報酬の付与については、以下の内容を含む割当契約書の締結を条件とするものとしております。
 - ― 割当株式には割当日より3年から30年の間で取締役会が予め定める期間、譲渡制限を課し、当該期間の満了をもって制限を解除するものとしております。ただし、任期満了、死亡、その他正当な理由により退任した場合、譲渡制限を解除するものとしております。
 - ― 譲渡制限期間中に法令違反その他当社取締役会が定める事由に該当する場合、割当株式のすべて又は一部を当社が無償取得することができるものとしております。

②監査役の報酬等について

監査役の報酬等は、固定報酬のみとしており、当社の定める一定の基準に従い、監査役の協議により決定しております。

③取締役および監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役の報酬等の総額は、2024年6月11日開催の第146回定時株主総会において現金報酬枠を年額7億円以内（うち、社外取締役年額1.5億円以内）、株式報酬枠を年額2億円以内と決議しております。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は7名（うち、社外取締役3名）であります。

監査役の報酬等の総額は、2010年6月23日開催の第132回定時株主総会において月額15百万円以内と決議しております。当該定時株主総会終結時点の監査役の員数は5名であります。

④取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項

当社は、取締役会の委任決議に基づき取締役社長 伊藤浩一が、取締役の個人別の報酬額の具体的内容を決定しております。その権限の内容は、各取締役の月額報酬の額、および各取締役の成果を踏まえた業績連動報酬の評価配分であります。委任の理由および権限が適切に行使される為の措置は、「①取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項 iii) 個人別の報酬額の決定方法」に記載のとおりです。委任を受けた取締役社長は、「役員人事・報酬委員会」の審議結果を踏まえ、本方針に従って決定していることから、取締役会はその内容が決定方針に沿うものであると判断しております。

⑤取締役および監査役の報酬等の総額等

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額（百万円）			対象となる 役員の員数 (名)
		固定報酬	業績連動報酬		
		基本報酬	賞与	株式報酬	
取締役 (うち社外取締役)	395 (55)	228 (55)	117 (-)	50 (-)	8 (3)
監査役 (うち社外監査役)	91 (27)	91 (27)	- (-)	- (-)	4 (2)
計	487	319	117	50	12

- (注) 1. 上記には、2024年6月11日開催の第146回定時株主総会終結のときをもって退任した取締役1名を含んでおります。
2. 賞与は、2025年5月19日開催の取締役会決議において決定した金額を記載しております。
3. 株式報酬の付与および金額については、今後の取締役会において決議を行うこととしているため、当事業年度に費用計上した額を記載しております。

(5) 社外役員に関する事項

①重要な兼職先と当社との関係

区 分	氏 名	兼職の状況
社外取締役	隅 修 三	
	半 田 純 一	株式会社マネジメント・ウィズダム・パートナーズ・ ジャパン代表取締役社長
	清 水 季 子	株式会社EmEco代表取締役社長
社外監査役	水 野 明 久	中部電力株式会社相談役、 名古屋鉄道株式会社社外監査役、 一般社団法人中部経済連合会会長
	友 添 雅 直	ホシザキ株式会社社外取締役、 笹徳印刷株式会社社外取締役

(注) 株式会社EmEcoに対し、当社は2024年10月、同社が主催する女性エンジニアに関する交流会への協賛金として、他の協賛企業と同様に110,000円〔税込〕を支払っております。また、同交流会の会場として研修施設の貸与を行い、所定基準にしたがった施設利用料500,665円〔税込〕を徴収しております。

②当事業年度における主な活動状況

区 分	氏 名	主な活動状況
社外取締役	隅 修 三	取締役会に13回中12回出席しております。会社経営における豊富な経験と高い識見を、当社の経営に活かすことを期待しており、当社の取締役会において当該視点から積極的に発言し、業務執行に対する監督、助言等、社外取締役として適切な役割を果たしております。さらに、役員人事・報酬委員会の委員として、これらの委員会に出席し、独立した客観的立場から積極的に発言し、審議に関わるなど委員としての重要な役割を果たしております。
	半 田 純 一	取締役会に13回中13回出席しております。大学での研究と会社経営の産学両面での豊富な経験と高い識見を、当社の経営に活かすことを期待しており、当社の取締役会において当該視点から積極的に発言し、業務執行に対する監督、助言等、社外取締役として適切な役割を果たしております。さらに、役員人事・報酬委員会の委員として、これらの委員会に出席し、独立した客観的立場から積極的に発言し、審議に関わるなど委員としての重要な役割を果たしております。
	清 水 季 子	2024年6月11日に就任後、取締役会に10回中10回出席しております。日本経済の中心的機能を担う中央銀行における豊富な経験とグローバル金融経済に関する高い識見を、当社の経営に活かすことを期待しており、当社の取締役会において当該視点から積極的に発言し、業務執行に対する監督、助言等、社外取締役として適切な役割を果たしております。さらに、役員人事・報酬委員会の委員として、これらの委員会に出席し、独立した客観的立場から積極的に発言し、審議に関わるなど委員としての重要な役割を果たしております。
社外監査役	水 野 明 久	取締役会に13回中13回、監査役会に14回中14回出席しております。経営における豊富な経験と高い識見から、当社の経営全般についての発言を適宜行っております。
	友 添 雅 直	取締役会に13回中13回、監査役会に14回中14回出席しております。経営における豊富な経験と高い識見から、当社の経営全般についての発言を適宜行っております。

(注) 上記取締役会の開催回数のほか、当事業年度において、会社法第372条に基づく取締役会への報告事項の通知ならびに会社法第370条および当社定款第26条第2項に基づく取締役会決議があったものとみなす書面決議が3回ありました。

4. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

PwC Japan有限責任監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

- | | |
|------------------------------------|--------|
| ① 公認会計士法第2条第1項の監査業務の報酬 | 148百万円 |
| ② 当社および当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 201百万円 |

(注) 1. 上記①の金額には、金融商品取引法上の監査に対する報酬等の額を含んでおります。

2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、職務遂行状況および報酬見積もりの算出根拠などを確認し検討した結果、会計監査人の報酬等の額について適切であると判断し、同意いたしました。

(3) 非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外に、コンフォートレターの作成業務等についての対価を支払っております。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められる場合には、監査役全員の同意により解任いたします。また、会計監査人の適格性・独立性を害する事由等の発生により、適正な監査の遂行が困難と認められる場合には、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

(5) 子会社における会計監査人の状況

当社の重要な子会社のうち、在外子会社につきましては、当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けております。

5. 当社のコーポレート・ガバナンス

(1) コーポレート・ガバナンスに対する基本的な考え方

当社は、「公明正大、社会貢献、環境保全、品質第一、顧客優先、技術革新、全員参加」からなる「基本理念」を実践し、誠実に社会的責任を果たすことで、社会から広く信頼を得て、長期安定的に企業価値を向上させることを経営の最重要課題としております。事業活動を通じて豊かな社会づくりに貢献することを基本に、株主やお客様、取引先、債権者、地域社会、従業員などのステークホルダーとの良好な関係を築くことが重要と考えております。

こうした考えのもと、経営の効率性と公正性・透明性を維持・向上するため、経営環境の変化に迅速かつ柔軟に対応できる体制を構築するとともに、経営の監督機能強化や情報の適時開示などに取り組み、コーポレート・ガバナンスの充実をはかっております。

具体的には、以下の項目を基本方針として取り組みを進めております。

- ① 株主の権利・平等性の確保に努めます。
- ② 株主以外のステークホルダー（お客様、取引先、債権者、地域社会、従業員など）との適切な協働に努めます。
- ③ 適切な情報開示と透明性の確保に努めます。
- ④ 透明・公正かつ迅速・果断な意思決定を行うため、取締役会の役割・責務の適切な遂行に努めます。
- ⑤ 株主との建設的な対話に努めます。

(2) 推進体制

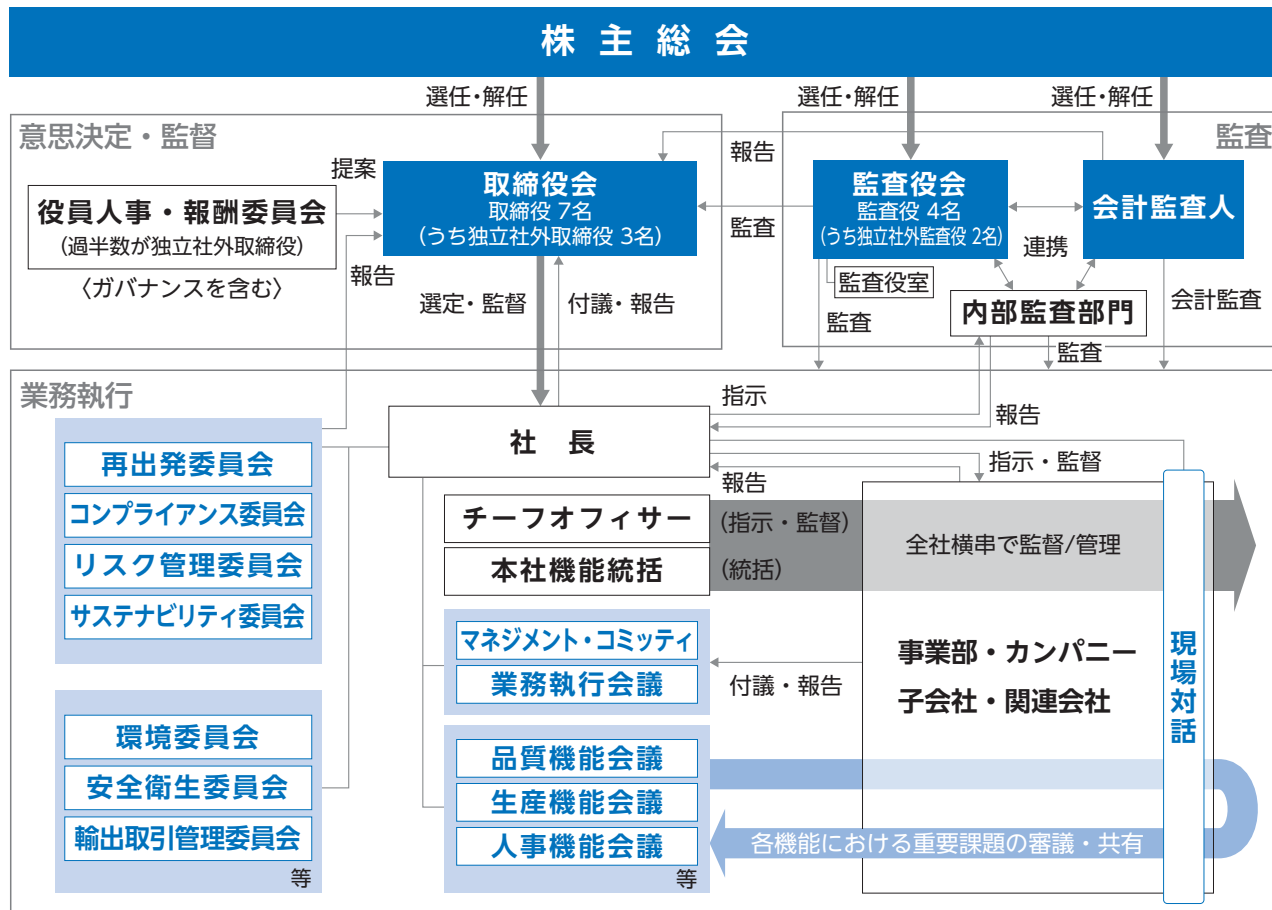
当社は取締役会を毎月開催することで、経営に関わる重要事項の決定および取締役の職務執行の監督を行っております。社外取締役ににつきましては、会社経営などにおける豊富な経験や高い識見を有する方を選任しております。取締役会において、グローバル展開する企業経営やモノづくりに関する幅広い分野など、各々の経験や知見をもとに適宜意見・質問をいただくなど、社外取締役の監督機能を通して、客観的視点からも取締役会の意思決定および取締役の職務執行の適法性・妥当性を確保しております。一方で、ビジョン、経営方針、中期経営戦略、大型投資などの経営課題や各事業部門における重要案件については、取締役会での審議に先立ち、社長、チーフオフィサー、監査役および議案に関わる経営役員などで構成する「マネジメント・コミッティ」で、さまざまな対応を協議しております。

「業務執行会議」では、社長、チーフオフィサー、経営役員などをメンバーとして、月々の業務執行状況の報告・確認、事業・機能課題等の協議を行っております。

また、品質、生産、人事等の各機能において課題を審議する機能会議や、コンプライアンス、リスク管理、サステナビリティ、環境、安全衛生、輸出取引管理などの特定事項を審議する委員会を設置し、それぞれの分野における重要事項やテーマについても協議しております。なお、法規認証問題を踏まえ、再出発委員会を設置し、再発防止の取り組みを推進しております。

さらに、内部監査室を設置し、当社各部門および子会社への監査を通じて、内部統制の維持・向上をはかっております。

コーポレート・ガバナンス体制



6. 剰余金の配当等の決定に関する方針

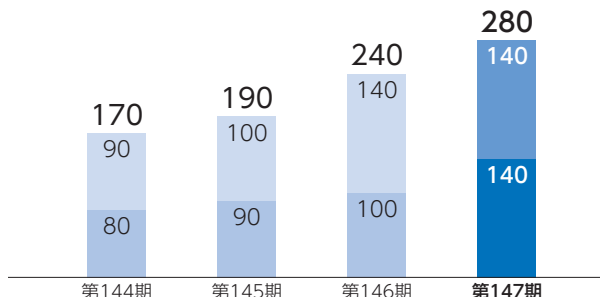
剰余金の配当につきましては、継続的に配当を行うよう努めるとともに、業績、資金需要および配当性向を勘案し、株主の皆様のご期待におこたえていきたいと考えております。

なお、内部留保資金につきましては、今後の事業成長を実現していくため、設備投資、研究開発等に有効活用するとともに、株価の動向と資本構成を考慮しながら自己株式取得を含めた株主の皆さまへの還元策を機動的に実施してまいります。

当期末の株主配当金につきましては、2025年4月25日の取締役会において、当社普通株式1株につき140円(配当総額42,196,042,840円)とし、効力発生日を2025年5月26日とすることを決議いたしました。なお、中間配当金を含めました当期の株主配当金は、1株につき280円となります。

1株当たり配当金

(円)



(ご参考) 政策保有株式の状況

当社は、政策保有株式について、その保有の合理性が認められる場合を除き、保有しないことを基本方針としております。

一方、持続的な企業価値の向上をはかるため、事業戦略上の重要性、取引先との事業上の関係維持や強化などの連携が不可欠だと考えており、事業戦略上必要な株式は保有いたします。

また、政策保有株式について、保有のねらいおよび保有に伴う便益やリスクが資本コストに見合っているか等を毎年取締役会で検証しております。

具体的には、毎年、主管部署への保有意義調査から保有意義の低い銘柄を選定し、売却可否を検討するとともに、発行体の収益性の指標や資本コストと比べた投資リターンといった定量的情報に基づく検証を実施しております。

この検証の結果、当社の基準を下回った銘柄については、保有意義を再検証し、売却の方向で検討しております。

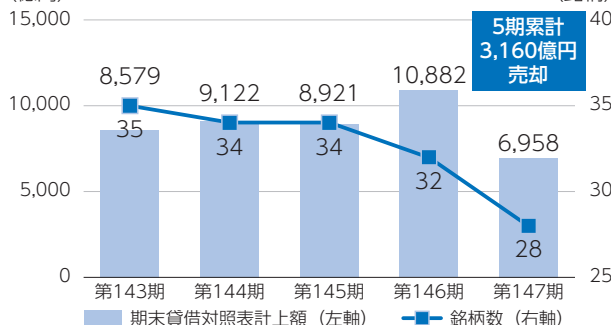
政策保有上場株式の推移

(金額：億円)

	銘柄数	期末貸借対照表計上額	年度内売却金額
第143期	35	8,579	—
第144期	34	9,122	5
第145期	34	8,921	—
第146期	32	10,882	2,401
第147期	28	6,958	754

(億円)

(銘柄)



連結財政状態計算書

(百万円未満切り捨て)

科 目	第147期 (2025年3月31日現在)	(ご参考)第146期 (2024年3月31日現在)	科 目	第147期 (2025年3月31日現在)	(ご参考)第146期 (2024年3月31日現在)
(資産の部)			(負債の部)		
	百万円	百万円		百万円	百万円
流動資産	3,109,426	3,129,531	流動負債	1,622,284	1,639,197
現金及び現金同等物	378,455	496,849	営業債務及びその他の債務	878,848	876,925
預入期間が3ヶ月超の定期預金	89,747	243,358	社債及び借入金	497,293	424,486
営業債権及びその他の債権	1,720,610	1,638,998	その他の金融負債	87,850	93,950
その他の金融資産	12,185	5,564	未払法人所得税	32,197	110,079
棚卸資産	619,804	619,082	引当金	59,506	85,890
未収法人所得税	63,844	14,487	その他の流動負債	48,586	47,864
その他の流動資産	122,514	111,189	小計	1,604,283	1,639,197
小計	3,007,163	3,129,531	売却目的で保有する資産に 直接関連する負債	18,001	—
売却目的で保有する資産	102,263	—			
非流動資産	6,294,055	7,948,931	非流動負債	2,765,950	3,285,906
有形固定資産	1,537,333	1,448,343	社債及び借入金	1,232,789	1,281,779
のれん及び無形資産	551,840	537,974	その他の金融負債	157,033	142,323
営業債権及びその他の債権	1,982	813	退職給付に係る負債	74,080	68,767
持分法で会計処理されている投資	23,797	30,016	引当金	18,267	15,059
その他の金融資産	4,081,905	5,828,188	繰延税金負債	1,235,275	1,730,231
退職給付に係る資産	32,702	44,193	その他の非流動負債	48,504	47,743
繰延税金資産	57,315	51,597	負債計	4,388,235	4,925,103
その他の非流動資産	7,177	7,803			
			(資本の部)		
			親会社の所有者に帰属する持分	4,904,686	6,045,759
			資本金	80,462	80,462
			資本剰余金	99,464	99,581
			利益剰余金	2,194,100	1,990,203
			自己株式	△ 168,444	△ 59,369
			その他の資本の構成要素	2,699,103	3,934,880
			非支配持分	110,560	107,599
			資本計	5,015,246	6,153,359
資産合計	9,403,481	11,078,462	負債及び資本合計	9,403,481	11,078,462

連結損益計算書

[百万円未満切り捨て]

科 目	第147期 (2024年4月1日から2025年3月31日まで)	(ご参考) 第146期 (2023年4月1日から2024年3月31日まで)
	百万円	百万円
売上高	4,084,984	3,833,205
売上原価	3,133,410	2,932,058
売上総利益	951,573	901,147
販売費及び一般管理費	723,853	656,749
その他の収益	22,025	24,336
その他の費用	28,050	68,330
営業利益	221,695	200,404
金融収益	143,014	126,899
金融費用	15,869	21,391
持分法による投資損益	2,622	3,276
税引前利益	351,463	309,190
法人所得税費用	80,215	72,335
当期利益	271,247	236,854
当期利益の帰属		
親会社の所有者	262,312	228,778
非支配持分	8,934	8,076

貸借対照表

(百万円未満切り捨て)

科 目	第147期 (2025年3月31日現在)	(ご参考)第146期 (2024年3月31日現在)
(資産の部)	百万円	百万円
流動資産	832,659	1,077,290
現金及び預金	281,605	523,230
受取手形	19,458	18,059
売掛金	179,105	180,860
商品及び製品	5,906	6,724
仕掛品	86,250	74,476
原材料及び貯蔵品	20,320	19,058
前払費用	1,180	748
その他	238,867	254,175
貸倒引当金	△ 35	△ 42
固定資産	4,905,134	6,654,837
有形固定資産	402,426	377,704
建物	110,531	105,151
構築物	15,530	15,112
機械装置	128,709	134,762
車両運搬具	1,890	1,711
工具器具備品	10,182	8,756
土地	87,540	87,632
建設仮勘定	48,040	24,577
無形固定資産	39,363	26,420
ソフトウェア	39,363	26,420
投資その他の資産	4,463,344	6,250,711
投資有価証券	730,709	1,122,557
関係会社株式	3,606,654	5,008,770
出資金	4,936	5,015
関係会社出資金	34,828	34,828
長期貸付金	48,126	44,266
長期前払費用	36,721	33,841
その他	1,397	1,461
貸倒引当金	△ 30	△ 29
合計	5,737,794	7,732,127

科 目	第147期 (2025年3月31日現在)	(ご参考)第146期 (2024年3月31日現在)
(負債の部)	百万円	百万円
流動負債	542,757	656,124
支払手形	10,097	16,507
買掛金	219,761	234,823
1年以内償還の社債	—	10,000
1年以内返済の長期借入金	119,000	102,654
未払金	13,770	14,353
未払費用	71,992	63,905
未払法人税等	—	76,152
契約負債	3,825	4,936
預り金	23,675	24,041
引当金	47,031	74,176
その他	33,602	34,572
固定負債	1,513,262	2,117,803
社債	92,213	82,329
長期借入金	358,112	477,252
繰延税金負債	1,015,442	1,509,656
退職給付引当金	44,299	45,018
その他	3,194	3,547
負債計	2,056,019	2,773,927
(純資産の部)		
株主資本	1,306,363	1,309,766
資本金	80,462	80,462
資本剰余金	105,540	105,540
資本準備金	101,766	101,766
その他資本剰余金	3,774	3,774
利益剰余金	1,288,804	1,183,133
利益準備金	17,004	17,004
その他利益剰余金	1,271,800	1,166,128
固定資産圧縮積立金	203	205
別途積立金	280,000	280,000
繰越利益剰余金	991,597	885,922
自己株式	△ 168,444	△ 59,369
評価・換算差額等	2,375,411	3,648,433
その他有価証券評価差額金	2,375,334	3,648,647
繰延ヘッジ損益	77	△ 214
純資産計	3,681,775	4,958,200
合計	5,737,794	7,732,127

損益計算書

[百万円未満切り捨て]

科 目	第147期 (2024年4月1日から2025年3月31日まで)	(ご参考) 第146期 (2023年4月1日から2024年3月31日まで)
	百万円	百万円
売上高	1,267,810	1,223,629
売上原価	1,136,901	1,061,604
売上総利益	130,908	162,025
販売費及び一般管理費	109,323	107,779
営業利益	21,585	54,246
営業外収益	172,434	139,109
受取利息及び配当金	162,805	133,165
その他の営業外収益	9,628	5,944
営業外費用	13,658	14,736
支払利息	2,895	3,713
その他の営業外費用	10,762	11,022
経常利益	180,360	178,619
特別利益	53,715	219,370
投資有価証券売却益	53,715	219,370
特別損失	11,830	49,387
国内認証関連損失	11,830	49,387
税引前当期純利益	222,245	348,602
法人税、住民税及び事業税	20,770	96,490
法人税等調整額	9,468	△ 20,217
当期純利益	192,007	272,330

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

株式会社豊田自動織機
取締役会 御中

2025年5月7日

PwC Japan有限責任監査法人
名古屋事務所指定有限責任社員 公認会計士 小林 正 英
業務執行社員指定有限責任社員 公認会計士 市 原 順 二
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社豊田自動織機の2024年4月1日から2025年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結財政状態計算書、連結損益計算書、連結持分変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、会社計算規則第120条第1項後段の規定により定められた、指定国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準に準拠して、株式会社豊田自動織機及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、連結計算書類を会社計算規則第120条第1項後段の規定により定められた、指定国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準により作成し、適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な

虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、会社計算規則第120条第1項後段の規定により定められた、指定国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、会社計算規則第120条第1項後段の規定により定められた、指定国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

株式会社豊田自動織機
取締役会 御中

2025年5月7日

PwC Japan有限責任監査法人
名古屋事務所

指定有限責任社員 公認会計士 小林 正 英
業 務 執 行 社 員

指定有限責任社員 公認会計士 市 原 順 二
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社豊田自動織機の2024年4月1日から2025年3月31日までの第147期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に

表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告書

監 査 報 告 書

当監査役会は、2024年4月1日から2025年3月31日までの第147期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議のうえ、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役および監査役会の監査の方法およびその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針・監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況および結果について報告を受けるほか、取締役等および会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査の方針・監査計画等に従い、取締役・内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集および監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役および使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社および主要な事業所において業務および財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役等と意思疎通および情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 会社法第362条第4項第6号ならびに会社法施行規則第100条第1項および第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容および当該決議に基づき整備されている体制(内部統制システム)の状況を、取締役・内部監査部門その他の使用人等から定期的に報告を受け、必要に応じ説明を求めるなど確認いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視および検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から会社計算規則第131条に定める職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制を、監査に関する品質管理基準等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告およびその附属明細書、計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書および個別注記表)およびその附属明細書ならびに連結計算書類(連結財政状態計算書、連結損益計算書、連結持分変動計算書および連結注記表)について検討いたしました。

2. 監査の結果

- (1) 事業報告等の監査結果
 - ① 事業報告およびその附属明細書は、法令および定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
 - ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
 - ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。なお、エンジン国内認証における法規違反に対する再発防止のための取り組みは着実に進捗しており、引き続きその実施状況を注視してまいります。
- (2) 計算書類およびその附属明細書の監査結果
会計監査人PwC Japan有限責任監査法人の監査の方法および結果は相当であると認めます。
- (3) 連結計算書類の監査結果
会計監査人PwC Japan有限責任監査法人の監査の方法および結果は相当であると認めます。

2025年5月8日

株式会社豊田自動織機 監査役会

常勤監査役	稲 川	透 ㊞	社外監査役	水 野	明 久 ㊞
常勤監査役	渡 部	亨 ㊞	社外監査役	友 添	雅 直 ㊞

以 上

トピックス

国内初 空港制限区域内における自動運転レベル4無人貨物搬送の試験運用を実施

全日本空輸株式会社と当社は、開発中の自動運転トローイングトラクター※¹による国内貨物搬送を想定したレベル4※²での試験運用を、国内で初めて羽田空港の制限区域※³で実施しました。国土交通省航空局による航空イノベーション推進の一環として、グランドハンドリング業務の人員不足対応や、今後の空港業務の持続的な発展に向けて、2025年中の無人搬送（レベル4）の実現を目指し、自動運転トローイングトラクターの実用化に向けた取り組みを進めていきます。



自動運転トローイングトラクター（開発中）

- ※1 空港等で、手荷物・貨物を収容した荷車・コンテナ等を牽引する車両
- ※2 特定条件下における完全自動運転特定条件下においてシステムが全ての運転タスクを実施
- ※3 滑走路その他の離着陸区域、誘導路、エプロン、管制塔その他、立ち入りが制限されたエリア

国内初の4本フォークタイプのトラック荷役対応自動運転フォークリフト実稼働へ

コカ・コーラ ボトラーズジャパン株式会社と当社は、「コカ・コーラボトラーズジャパン白州工場倉庫」（山梨県北杜市）において当社が開発した、国内初※となる4本フォークタイプのトラック荷役対応自動運転フォークリフトの実稼働に向け2024年9月より実証実験を開始しました。



トラック荷役対応自動運転フォークリフト（4本フォークタイプ）

- ※ 自社調べ（2024年9月10日時点）3D-LiDARを搭載したトラック荷役対応自動運転フォークリフトで、国内初の4本フォークタイプを実現

トヨタL&F、新型燃料電池フォークリフトの2.5t積タイプを発売

現行車と比較して、耐久性※¹を2倍※²に向上させるとともに、車両価格を約4分の3に低減した、2.5t積タイプの新型燃料電池フォークリフトを発売しました。新型燃料電池フォークリフトに搭載する燃料電池システムは、2022年に発売した1.8t積タイプに搭載されているシステムをベースに新たに開発し、現行車のシステムに対し、耐久性の飛躍的向上とシステムコストの大幅低減を実現しています。



新型燃料電池フォークリフト2.5t積タイプ

- ※1 FCシステムの出力性能維持期間（出力性能が出荷時の80%以上を維持できる期間）
- ※2 JIS D6202エンジン車燃料消費測定パターン60Sに基づく自社調べ。ただし、お客様の使用状況により異なります

「健康経営優良法人」8年連続認定

「健康経営」※に基づく、心身の健康を自ら考え実践できる人・職場づくり」を中期的な課題として従業員の健康づくり活動を推進しています。社長を最高責任者とした健康経営推進体制のもと、2024年度を「健康な人・職場づくり元年」として、「豊田自動織機グループ 健康宣言」を策定し、従業員一人ひとりが、いきいきと第一線で働けるよう、自らの意思と意欲で行動できる自立した健康文化の醸成に向けてサポートを行っています。

※ 健康経営はNPO法人健康経営研究会の登録商標



2025
健康経営優良法人
KENKO Investment for Health
大規模法人部門

「東京オートサロン2025」に RAV4コンセプトモデルを出展

「東京オートサロン2025」に出展し、RAV4の新たな可能性をご提案する対照的な2台のコンセプトモデルを展示しました。当社は、トヨタグループの一員として、長草工場でRAV4の生産を担当するとともに、企画・デザイン・設計などの開発にも参画しています。



DARK SIDE PERFORMANCE
RAV4が持っているアウトドアイメージとは全く異なる、ミステリアスで近未来的なコンセプトモデル



アウトドアライフスタイルパッケージ
RAV4オフロードパッケージの世界観をさらに引き立てる「見て停めて楽しむ」アウトドアライフスタイルを提案するカスタマイズモデル

温室効果ガス削減目標の「SBT認定」を取得

当社が設定した温室効果ガス排出削減目標について、科学的根拠に基づいた目標であることが認められ、国際的なイニシアティブである「SBTi (Science Based Targets Initiative) *」の認定を取得しました。

当社の2030年度までのCO₂排出削減目標として、Scope1およびScope2では「自社の生産活動などに伴うCO₂排出量を42%削減(2021年度比)」と定め、Scope3(カテゴリ11)については「当社が販売した製品の使用時におけるCO₂排出量を30%削減(2018年度比)」の目標を新たに設定し、CO₂排出削減に向けた取り組みを推進していきます。



DRIVING AMBITIOUS CORPORATE CLIMATE ACTION

SCIENCE
BASED
TARGETS

※ SBTi: CDP 国連グローバル・コンパクト、世界資源研究所(WRI)、WWF(世界自然保護基金)の4機関が2015年に共同で設立したイニシアティブ企業が科学的知見と整合した目標(SBT: Science-based target)を設定することを支援・認定している

第47回技能五輪国際大会「構造物鉄工」 職種で銅メダル

フランス共和国・リヨン市で開催された、第47回技能五輪国際大会「構造物鉄工」職種で、当社天野 玲選手が銅メダルを獲得しました。

天野選手は2023年11月に愛知県で開催された第61回技能五輪全国大会の「構造物鉄工」職種で金メダルを獲得し、このたびの国際大会の代表に選出されました。



銅メダル獲得の天野選手

CFRPリサイクル技術・循環システムが 「German Innovation Award」で 最高賞となるゴールド賞を日本初受賞

当社が開発した炭素繊維強化プラスチック(以下、CFRP*)のリサイクル技術および、当社が構築を目指している「包括的CFRP循環システム」が、「German Innovation Award 2024」の最高賞であるゴールド賞(Materials & Surfaces部門)を日本企業として初めて受賞しました。



GERMAN
INNO
VATION
AWARD '24
GOLD

※ Carbon Fiber Reinforced
Plasticsの略

株式についてのご案内

- 事業年度
4月1日から翌年3月31日まで
- 定時株主総会
6月
- 配当金支払株主確定日
3月31日
なお、中間配当を実施するときは9月30日
- 株主名簿管理人・特別口座管理機関
三菱UFJ信託銀行株式会社
- 上記連絡先
三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部
〒137-8081
新東京郵便局私書箱第29号
TEL 0120-232-711（通話料無料）

□ 単元未満株式買取・買増制度のご案内

当社の株式は1単元が100株となっており、単元未満株式(100株未満)については市場で売買できません。

ご所有の単元未満株式の売買をお考えの場合は、以下の制度をご利用ください。

単元未満株式買取制度

単元未満株式を**当社にご売却**いただくことができます。

単元未満株式買増制度

単元株式(100株)にするために、不足分を**当社からご購入**いただくことができます。

お手続きの詳細につきましては、口座を開設されている口座管理機関(証券会社等)までお問い合わせください。

□ 特別口座の株式について

「特別口座」の株式は、単元株式(100株)であっても、特別口座のままでは市場で売買できません。

「特別口座」にご所有の単元株式について売買をお考えの場合は、「特別口座」から「証券口座」への株式のお振替をお願いいたします。

お手続きの詳細につきましては、三菱UFJ信託銀行までお問い合わせください。

□ 株式に関するお手続きのお問い合わせ先

株式に関する各種お手続きの窓口につきましては、株主様の株式の所有状況によって異なりますので、ご注意ください。

ご所有されている株式の口座区分	お問い合わせ先
特別口座	三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 〒137-8081 新東京郵便局私書箱第29号 TEL 0120-232-711(通話料無料)
証券口座	口座を開設されている証券会社※

※ 未受領の配当金につきましては、三菱UFJ信託銀行までお問い合わせください。

株主総会会場ご案内略図

会場

豊田自動織機 高浜工場
愛知県高浜市豊田町2丁目1番地1



送迎バス

刈谷駅(南口)
9時00分～9時20分の間
に随時運行

※JR刈谷駅の改良工事に伴い、
混雑により改札までの移動
に時間を要する場合があります。
ご留意いただき、安全にお越
しください。

※名鉄三河線吉浜駅・三河高浜
駅からの送迎バスはござい
ませんので、刈谷駅からの
送迎バスをご利用ください。

自動車

国道23号線知立バイパスで

名古屋方面から
西中ICを降りて約20分

豊橋方面から
高棚福盆ICを降りて約15分

- ・記念品、施設見学会のご用意はございません。
 - ・株主総会の撮影、録音、およびSNS等での公開はご遠慮ください。
- 上記各事項につき、ご理解のほどお願い申し上げます。